

2025 清らかな水のために



目 次

1 霞ヶ浦流域	
霞ヶ浦流域図	1
2 霞ヶ浦の概要	
1 生い立ち	2
2 地勢	2
3 土地利用等	3
4 生物	4
(1) 水生植物	4
(2) プラクトン	4
(3) 魚類	5
(4) 鳥類	6
(5) 霞ヶ浦における物質循環	6
5 水の開発と水利利用	7
(1) 水の開発	7
(2) 水利利用	7
3 霞ヶ浦の水質	
1 水質の環境基準	8
(1) 霞ヶ浦の水質環境基準	8
(2) 河川の水質環境基準	8
2 水質の監視	9
3 湖内の水質	9
(1) COD	10
(2) 全窒素 (T-N)	10
(3) 全りん (T-P)	11
(4) 透明度	11
4 流入河川の水質	12
(1) BOD	12
(2) COD	12
(3) 全窒素 (T-N)	13
(4) 全りん (T-P)	13
5 富栄養化による問題点	14
4 霞ヶ浦の水質保全対策	
1 霞ヶ浦の水質汚濁の原因	15
2 茨城県霞ヶ浦水質保全条例	15
3 湖沼水質保全計画	15
(1) 湖沼水質保全特別措置法	15
(2) 湖沼水質保全計画	16
(3) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第8期)	16
4 浄化対策等の内容	16
(1) 生活排水対策	16
ア 下水道の整備・接続促進	16
イ 農業集落排水施設の整備・接続促進	17
ウ 高度処理型浄化槽の普及促進	17
(2) 工場・事業場排水対策	18
ア 排水規制	18
イ 指導等	18
ウ 自主管理の徹底、処理施設整備への補助	18
(3) 農地対策	18
ア 水田	18
イ 畑	18
ウ レンコン田	18
(4) 畜産対策	18
ア 家畜排せつ物の適正な管理	19
イ 良質堆肥の広域流通促進	19
(5) 漁業・網いけす養殖業における対策	19
ア 漁業による水質浄化機能の促進	19
イ 網いけす養殖の適正管理と効率化の推進	19
(6) 流入河川等の浄化対策	19
ア 流入河川等の浄化対策	19
イ 霞ヶ浦のアオコ対策	19
(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全	20
ア 森林の保全・整備、創出	20
イ 湖岸の自然環境の保全・再生	20
(8) 浄化啓発	20
ア 霞ヶ浦水質浄化強調月間	20
イ 霞ヶ浦水辺ふれあい事業	20
ウ 水質浄化運動促進事業	20
エ 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦	21
オ その他	21
(9) 霞ヶ浦環境科学センター	21
霞ヶ浦環境科学センター 4つの機能	
1 調査研究・技術開発	22
2 環境学習	22
3 市民活動との連携・支援	22
4 情報・交流	22
(10) 世界湖沼会議	23
ア 第6回世界湖沼会議 霞ヶ浦 '95	23
イ 第17回世界湖沼会議 (いばらき霞ヶ浦 2018)	23
ウ 県民参加	23

用語の解説

● COD (化学的酸素要求量)
水中の有機汚濁物質を酸化剤で酸化し、その際に消費される酸素の量を表します。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。湖沼や海の汚濁の程度を表すのに用いられます。

● BOD (生物化学的酸素要求量)
水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいいます。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。河川の汚濁の程度を表すのに用いられます。

● pH (水素イオン濃度)
pH 7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

● SS (浮遊物質)
水中に浮遊している微細な固形物の量を表します。

● DO (溶存酸素量)
水中に溶けている酸素の量を表します。有機物によって水質汚濁が進むと、この有機物を分解するために水中の酸素が不足して、魚介類の生存が脅かされます。

● 全窒素 (Total Nitrogen)
水中に含まれる全ての窒素化合物 (窒素ガスを除く) の総量を表します。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で富栄養化の指標となります。

● 全りん (Total Phosphorus)
水中に含まれる全てのりん化合物の総量を表します。りんは動植物の増殖に欠かせない元素で富栄養化の指標となります。

● 透明度 (Transparency)
水の濁りの程度を表す指標。直径 30 cm の白い板 (セッキ板) を水中に沈めていき見えなくなった時の深さで示します。数値が大きいほど水は澄んでいるといえます。

● T. P.
Tokyo Peil の略で、東京湾の平均海面 (T. P.) を基準として水位を表す際の略号

● Y. P.
Yedogawa Peil の略で、旧江戸川河口の堀江にある量水標 (水位を測る目盛) の零位を基準として水位を表す際の略号

※ Y. P. 0 m は T. P. -0.84 m

【協力】

写真

- 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
- 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所
- 茨城県環境対策課
- 茨城県水産試験場内水面支場
- 千葉県立中央博物館大利根分館

資料

- 環境省生物多様性センター
- 茨城県環境対策課
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

【表紙】

令和 6 年度霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール
霞ヶ浦問題協議会長賞受賞作品 (中学生部門)

【裏表紙】

令和 6 年度霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール
霞ヶ浦問題協議会長賞受賞作品 (小学校低学年部門)
" (小学校高学年部門)

参 考

・環境基準	24
・一律排水基準と上乗せ排水基準	25
・茨城県霞ヶ浦水質保全条例による窒素・りんの上乗せ排水基準	26
・茨城県霞ヶ浦水質保全条例について	27
・茨城県生活環境の保全に関する条例 (水質関係) について	27
・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第8期) の概要	28
・森林湖沼環境税について	30
・令和 6 年度霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール結果	31
・霞ヶ浦関係年表	32
・霞ヶ浦問題協議会の活動	36
・私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条	37

霞ヶ浦流域図



霞ヶ浦の概要

1 生い立ち

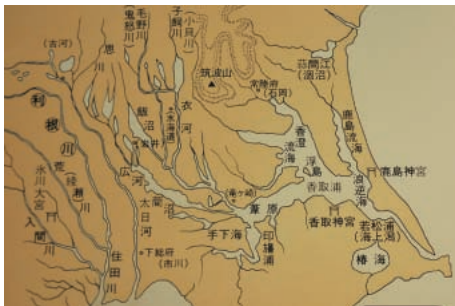
今から約 6,000 年前の縄文海進期と呼ばれた頃、沖積谷に海水が進入して入江ができました。これが霞ヶ浦のはじまりといわれています。

その後、鬼怒川や小貝川などの大河川が土砂を運び、これが堆積して次第に入江の口をせき止め、湖水化していきました。霞ヶ浦がほぼ今のようになったのは約 1,500 年から 2,000 年前の頃といわれており、その頃の面積は今の 2～3 倍もあり、海水の入りやすい湖でした。

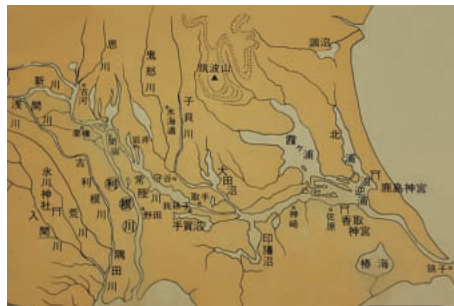
霞ヶ浦が日本の公式記録に初めて登場するのは、今から約 1,300 年ほど前、奈良時代の初めに撰上されたと言われている「常陸国風土記」のようです。そこには「流海」（ながれうみ）という名前で出ています。

江戸時代に入り、江戸（東京）の治水対策として利根川の東遷工事が行われ、はじめて現在のような霞ヶ浦の姿を整えました。

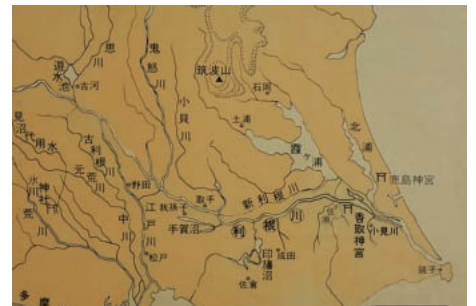
なお、「かすみがうら」には表記の混乱もあります。多くの地図は「霞ヶ浦」・「霞ヶ浦」と記しますが、文献には「霞ガ浦」・「霞ガ浦」・「霞浦」と記する例も見受けられます。本書では、西浦（霞ヶ浦）・北浦（北浦、鰐川）・常陸利根川（北利根川、外浪逆浦、常陸川）の総称として「霞ヶ浦」を使用しています。



千年前の霞ヶ浦



江戸時代の霞ヶ浦



現代の霞ヶ浦

2 地勢

茨城県の南東部に位置する霞ヶ浦は、霞ヶ浦（西浦）、北浦および常陸利根川の 3 水域からなり、面積は約 220 km² と我が国では琵琶湖に次ぐ大きさの湖で桜川をはじめとする大小 56 の河川等が流入しています。

特徴は、もとは海であったため海拔が低く、水深が平均 4 m、最大 7 m ときわめて浅い湖（海跡湖）であることです。

流域は千葉県、栃木県の一部を含む 24 市町村にまたがり、流域面積は 2,157 km² と茨城県の面積のほぼ 3 分の 1 に相当し、約 92 万人の人々が暮らしています。

数字で見る霞ヶ浦などの湖沼

区分	項目	単位	霞ヶ浦	琵琶湖	諏訪湖	酒沼	牛久沼
湖	成因	—	海跡湖	断層湖	断層湖	海跡湖	堰止湖
	最大水深	m	7	103.58	7.2	6.5	3
	平均水深	m	4	41.2	4.7	2.1	1
	湖面積	km ²	220.0	669.26	13.3	9.36	6.52
	湖岸線	km	252.4（JR水戸駅から仙台までとほぼ同じ）	235.2	15.9	22	20
	湖容積	億m ³	8.5（Y.P.1.0 m時）（東京ドーム約 685 杯分）	275	0.63	0.2	0.065
	平均滞留日数	日	200	4.7 年	46	50	17
	海拔高度	m	T.P.+0.26 ~ +0.46（Y.P.1.1 ~ Y.P.1.3 m時）	84.371	759	0	6
流域	流域面積	km ²	2,157（茨城県総面積の約 3 分の 1）	3,174	531.2	466	151
	流域の市町村	—	24 市町村（茨城県 22、千葉県 1、栃木県 1）	17	7	6	4
	湖岸の市町村	—	13 市町村（茨城県 12、千葉県 1）	10	3	3	4
	流域人口	万人	92	141 (R3)	17 (R3)	16	14

3 土地利用等

霞ヶ浦流域の土地利用状況は、農耕地としての利用が多く、次いで森林、市街地となっています。近年の傾向としては、市街地の面積が増加し、農耕地面積が減少してきています。

流域では肥沃な平坦地と良好な気候条件に加えて、豊かな水資源に恵まれ、農業、畜産業、水産業等が盛んに営まれています。

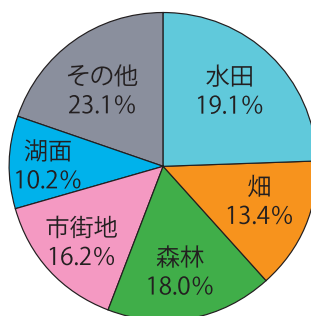
特に、茨城県は古くから水産業が盛んで内水面漁業漁獲量は全国4位（令和5年）となっており、畜産業も全国有数の養豚地域で、飼育頭数は全国7位（令和5年）となっています。

また、首都圏に近い為、活発に工場の新規立地等が進んでいます。

流域の主な産業

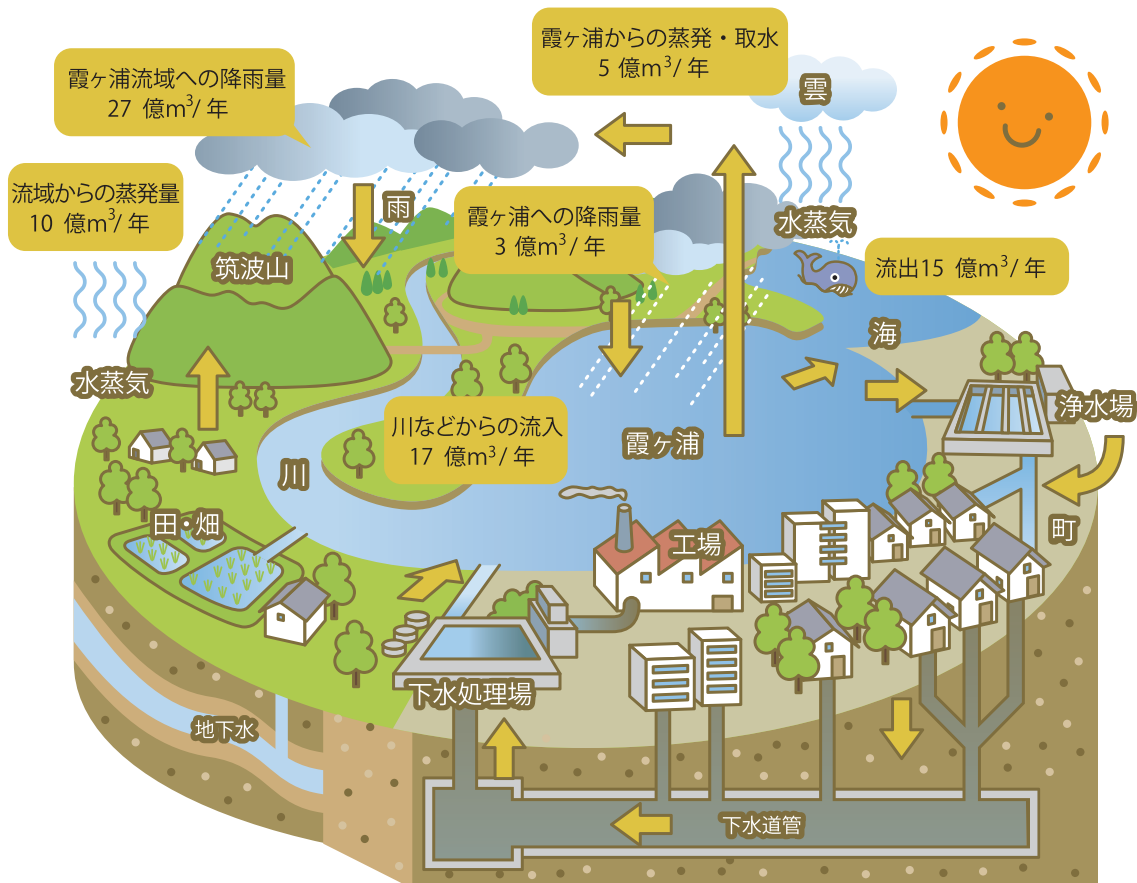


流域の土地利用



(注) 数値は令和3年3月のものを示す。

霞ヶ浦への流入・流出水量



4 生物

(1) 水生植物

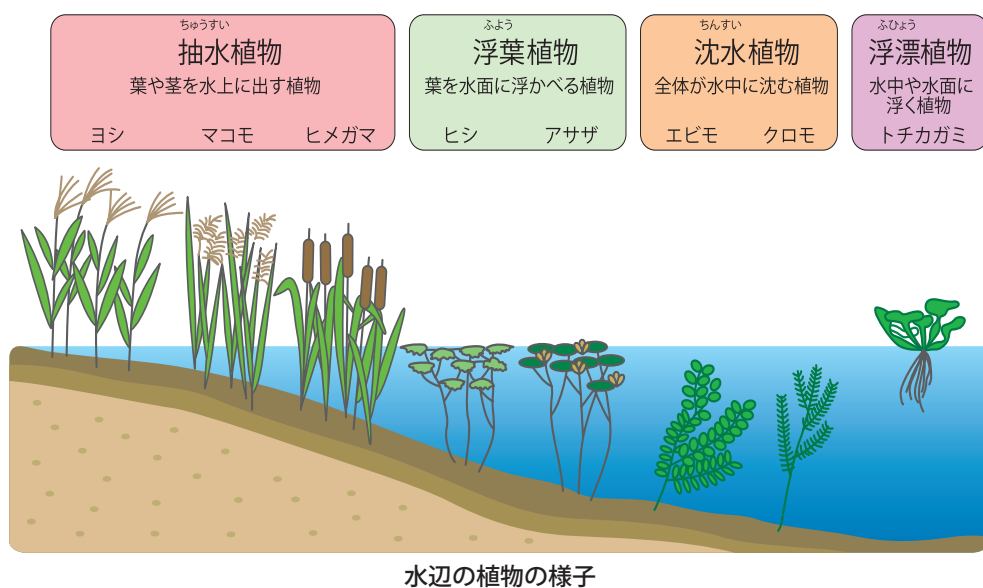
湖水中や水辺に生息する水生植物には、葉や茎を水上に出す抽水植物（ヨシ・マコモ・ヒメガマ）、葉を水に浮かべている浮葉植物（ヒシ・アサザ）、葉や茎が全て水中にある沈水植物（エビモ・クロモ）、体の全体が水面に浮いて、根を水底におろさない浮漂植物（トチカガミ）などがあります（下図参照）。

水生植物は種々の魚に産卵の場所を提供するばかりでなく、水中の窒素・りんを吸収し、水をきれいにする働きもあると言われています。

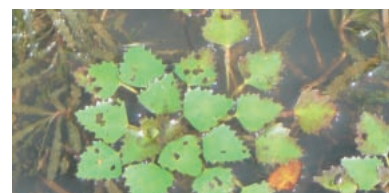
しかし、これらの水生植物は湖の環境の変化により種類が少なくなってきました。

霞ヶ浦では 96 種類の水生植物が確認されています。しかし、昭和 54 年に実施された西浦とその周辺水域の生息調査で 63 種類の生育が確認されて以降年々減少し、現在、沈水植物はほとんど見ることはできません。

また、特定外来生物（植物）については現在、県内では 10 種類が確認されていますが、霞ヶ浦においてもミズヒマワリやナガエツルノゲイトウ等の繁殖が既に確認されています。平成 29 年 8 月にはオオバナミズキンバイの繁殖が初めて確認され、防除作業が行われました。



ヨシ（抽水植物）



ヒシ（浮葉植物）



トチカガミ（浮漂植物）

(2) プランクトン

プランクトンとは水中で浮遊生活をする生物のことで、大別すると植物プランクトンと動物プランクトンに分けられます。

霞ヶ浦には 200 種以上の植物プランクトンと 100 種以上の動物プランクトンがいます。植物プランクトンは水中から二酸化炭素・窒素・りんなどを吸収し、光合成を行っています。

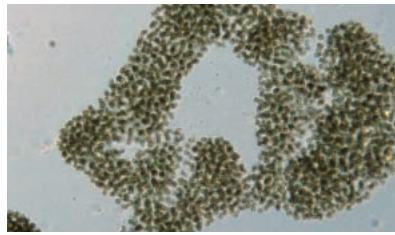
植物プランクトンのうち小型のものは、主に動物プランクトンに食べられるなど、湖にすむ様々な動物を支えていることから一次生産者とも呼ばれ、湖では大切な役割を担っています。

近年、霞ヶ浦に発生する植物プランクトンの種類に変化が生じています。平成 22 年頃までは、プランクトンスリックス（糸状藍藻類）が一年中発生していましたが、平成 23 年は夏から秋にかけてミクロキスティス（藍藻類）が大量に発生し、緑の粉をまいたような現象（アオコ）が起きました。ミクロキスティスはガス胞を持ち水面を覆うために大量に発生すると湖面が緑色になります。最近では平成 23 年ほどの大発生は見られていませんでしたが、令和 6 年の 8 月には、一部土浦周辺で発生が見られました。

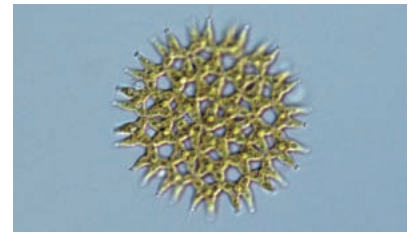
一方、主な動物プランクトンには枝角類（ミジンコ類）、カイアシ類、ワムシ類、原生動物、アミ類がいます。それぞれ代表的なものとしては、枝角類ではゾウミジンコやオナガミジンコが、ワムシ類ではツボワムシやカメノコウワムシが、原生動物ではツリガネムシやチンチニディウムが、アミ類としてはイサザアミがあげられます。これらの動物プランクトンの多くは、植物プランクトンを食べて増殖し、一方で小さな魚に食べられます。



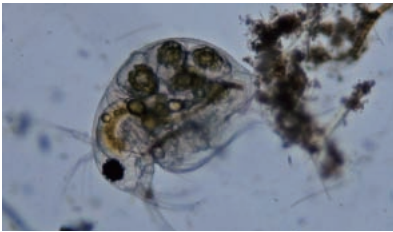
プランクトスリックス



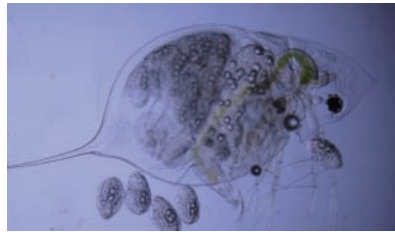
ミクロキスティス



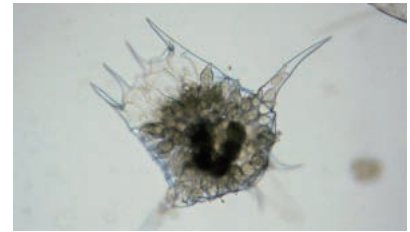
クンショウモ



ゾウミジンコ



カブトミジンコ



ツボワムシ

(3) 魚類

霞ヶ浦は海跡湖であることから海との関連が強く、これまで淡水魚のほか汽水魚、海水魚（海産魚ともよばれる）など約 100 種類超の魚種が確認されています。

しかし、種類数は環境の変化に伴い増減がみられ、常陸川水門が設置されてからは海水魚、汽水魚、ウナギ等の魚種が減少しています。よくみられるものは、ワカサギ、シラウオ、ハゼ類、コイ、フナ類のほか、アユも生息しています。また、外来魚のチャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、オオクチバス、ハクレン、タイリクバラタナゴ、ブルーギル等が生息しています。

<在来魚>



ウナギ



ワカサギ



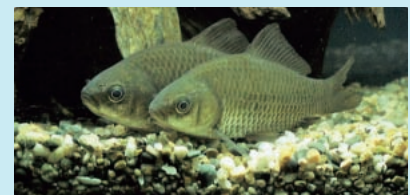
シラウオ



ヌマチチブ



モツゴ

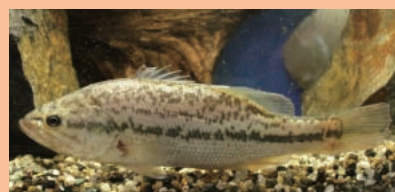


ギンブナ

<外来魚>



チャネルキャットフィッシュ



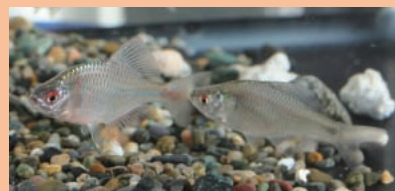
オオクチバス



ハクレン



ソウギョ



タイリクバラタナゴ

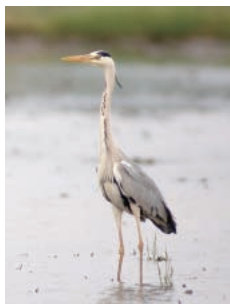


ブルーギル

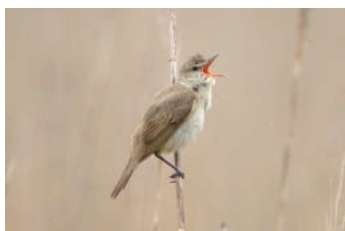
(4) 鳥類

霞ヶ浦とその周辺で見られる野鳥は 100 種類を超え、季節によって様々な種類の野鳥を観察することができます。代表的なものとしては、カイツブリやアオサギなどの留鳥、ヨシゴイやオオヨシキリなど繁殖のために渡来する夏鳥、ヨシガモやユリカモメなど越冬する冬鳥、シギ類やチドリ類など春と秋に立ち寄る旅鳥がいます。特に冬にはカモ類をはじめとする水鳥が数多く渡来し、マガモやオオハクチョウ、カンムリカイツブリなどを身近に観察できるようになります。カモ類の数は年毎に大きく変わりますが、令和 5 年度は 15 種以上約 70,000 羽* 余りが記録されており、環境省のラムサール条約湿地潜在候補地に選定されています。

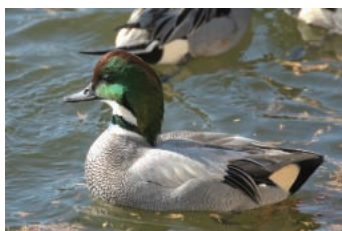
また、稲敷市の稲波干拓付近は関東地方で唯一オオヒシクイ（国の天然記念物）の越冬地となっており、ここ数年は 100 羽を超える群れが渡来するなど、国内でも大変重要な水鳥類の生息地となっています。



アオサギ



オオヨシキリ



ヨシガモ

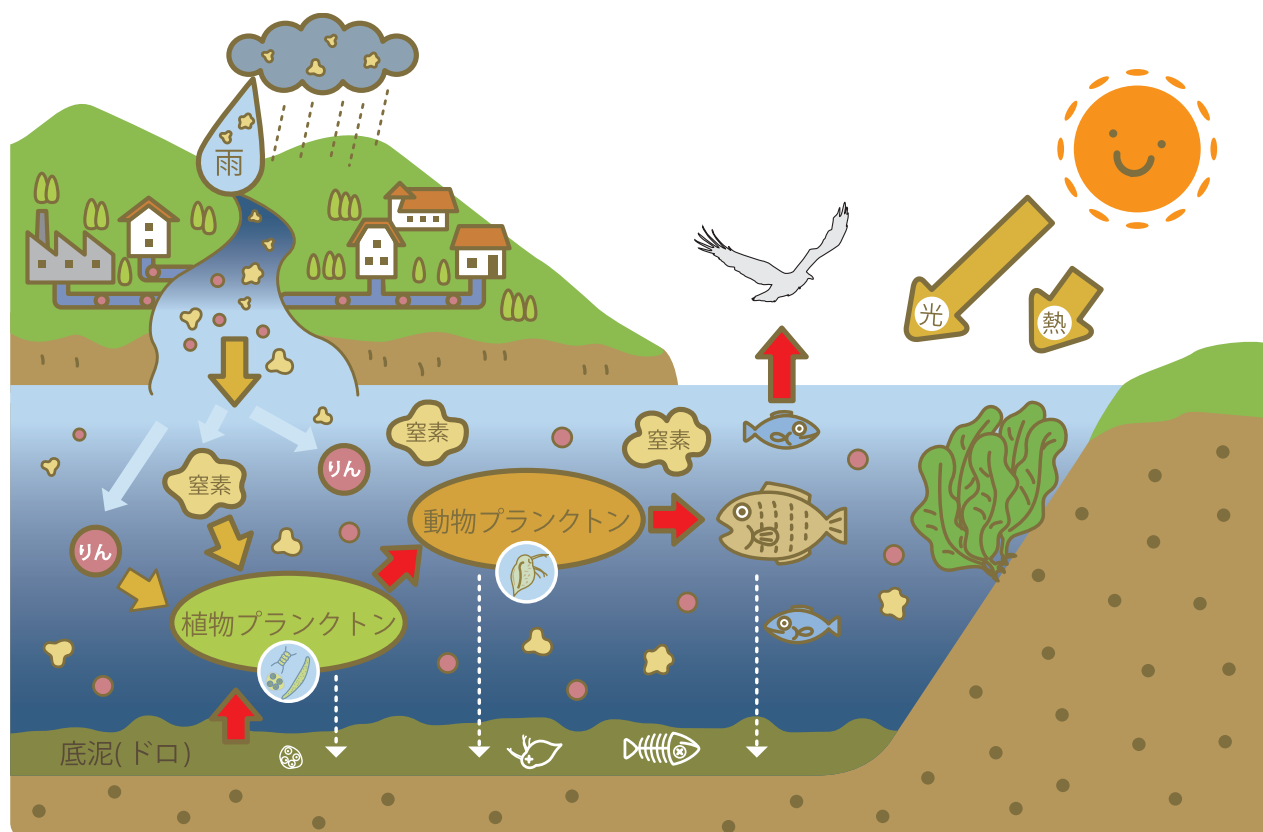


オオヒシクイ

* 出典：令和 5 年度ガンカモ類の生息調査（環境省生物多様性センター）http://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html

(5) 霞ヶ浦における物質循環

霞ヶ浦には流域 24 市町村（茨城県内 22 市町村）の家庭や工場・事業場、森林、農地などさまざまな場所から窒素・りんなどの栄養塩（生物の生育に必要な塩類）が流れ込んでいます。その栄養塩を植物プランクトンや植物が利用し、それを動物プランクトンや昆虫、魚類が食べ、さらに鳥が食べることで水質浄化へ繋がっています。しかし、流入する栄養塩が多すぎると富栄養化の原因となります。



5 水の開発と水利用

(1) 水の開発

ア 霞ヶ浦総合開発

霞ヶ浦の沿岸地域では、洪水や海水の遡上により農作物などに被害を受けてきました。また、一方では水需要の増大も考慮され、昭和43年3月から治水・利水の両方の目的をもった霞ヶ浦開発事業が進められてきました。

この事業で堤防の高さ Y. P.+3.0 mの湖岸堤を建設、整備することにより住民を洪水から守るとともに、新たに毎秒約 43 m³の水が利用できるようになりました。

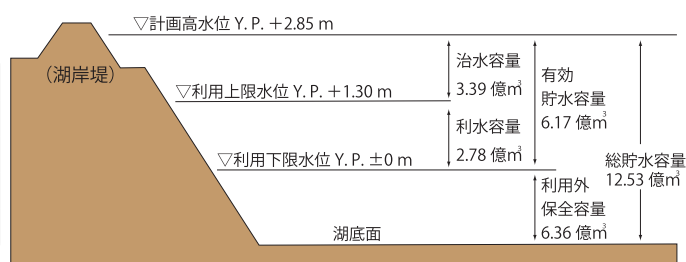
また、霞ヶ浦開発事業により湖周辺の基礎条件が著しく変化することになるため、霞ヶ浦及びその周辺地域の生産機能・生活環境等にはばす影響を緩和し、あわせて、霞ヶ浦の水質を保全し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として霞ヶ浦水源地域整備事業が計画され、事業が進められてきました。

この2つの事業をあわせて「霞ヶ浦総合開発」といいます。

<開発用水の使用先>

(単位: m³/秒)

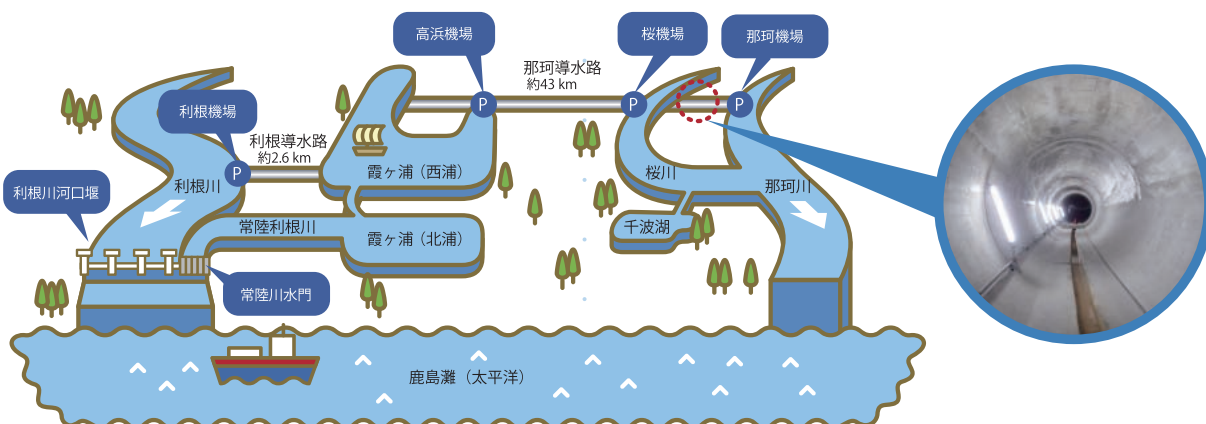
用途別	茨城県	千葉県	東京都	計
水道用水	4.38	1.911	1.50	7.791
工業用水	14.72	0.849	—	15.569
農業用水	18.13	1.43	—	19.56
計	37.23	4.19	1.50	42.92



霞ヶ浦容量配分図

イ 霞ヶ浦導水事業

この事業は那珂川下流部と霞ヶ浦、利根川下流部と霞ヶ浦を水路で結び、水を相互に行き来させ、霞ヶ浦、桜川等の水質浄化を図るとともに、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進、毎秒約 7.3 m³の新規都市用水の供給の確保を目的とした流況調整河川事業です。



霞ヶ浦導水事業模式図

<新規都市用水の供給量>

(単位: m³/秒)

用途別	茨城県	千葉県	東京都	計
水道用水	3.626	0.522	1.400	5.548
工業用水	1.574	0.200	—	1.774
計	5.200	0.722	1.400	7.322

(2) 水利用

霞ヶ浦の水は、農業用水、水道用水、工業用水等に利用されています。

<水利権許可処分状況>

(単位: m³/秒)

事項	件数	最大取水量	備考
農業用水	124	75.37	霞ヶ浦用水、石岡台地農業用水など
水道用水	4	4.13	県南西広域水道用水、鹿行広域水道用水など
工業用水	3	12.30	鹿島工業用水、県南西広域工業用水
雑用水	39	0.60	養魚用水など
合計	170	92.40	

(注) 慣行として取水するものは含まない。

(令和6年12月現在)

霞ヶ浦の水質

1 水質の環境基準

水質の環境基準は環境基本法に基づいて定められたもので、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準とされています。

この基準は公共用水域の水質汚濁状況を判断するための尺度にもなっており、人の健康の保護のための健康項目と生活環境の保全のための生活環境項目があります。

健康項目はカドミウム、全シアンなど 27 項目(有害物質)について、すべての公共用水域に一律に定められています。また、生活環境項目は河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、pH、BOD、COD 等の項目について基準値が設定されています。

(1) 霞ヶ浦の水質環境基準

霞ヶ浦については次のように水域類型が指定されています。

●COD等に係る環境基準（S 47.11. 6 環境庁告示）

水 域	該当類型
霞ヶ浦（西浦）、北浦（鰐川を含む）、常陸利根川	湖沼 A（※）

（※）5 年を越える期間で可及的速やかに達成する。



類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100 mL 以下

●全窒素・全りんに係る環境基準（S 61. 4. 5 環境庁告示）

類型	基 準 値	
	全窒素	全りん
Ⅲ	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

（※）湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

(2) 河川の環境基準

霞ヶ浦へ流入する河川のうち、小野川、桜川、恋瀬川、巴川等 24 河川については、茨城県告示により昭和 48 年、49 年から河川 A 類型に指定されています。

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100 mL 以下

2 水質の監視

茨城県では公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、毎年公共用水域の水質測定計画を策定し、定期的に水質の測定を行っています。

霞ヶ浦では環境基準点（湖内 8 地点、流入河川 24 地点）を含む湖内 21 地点、流入 31 河川の 52 地点において、定期的に水域の重要性や汚濁の状況等を勘案し、年間 6～12 回の水質測定を行っています。

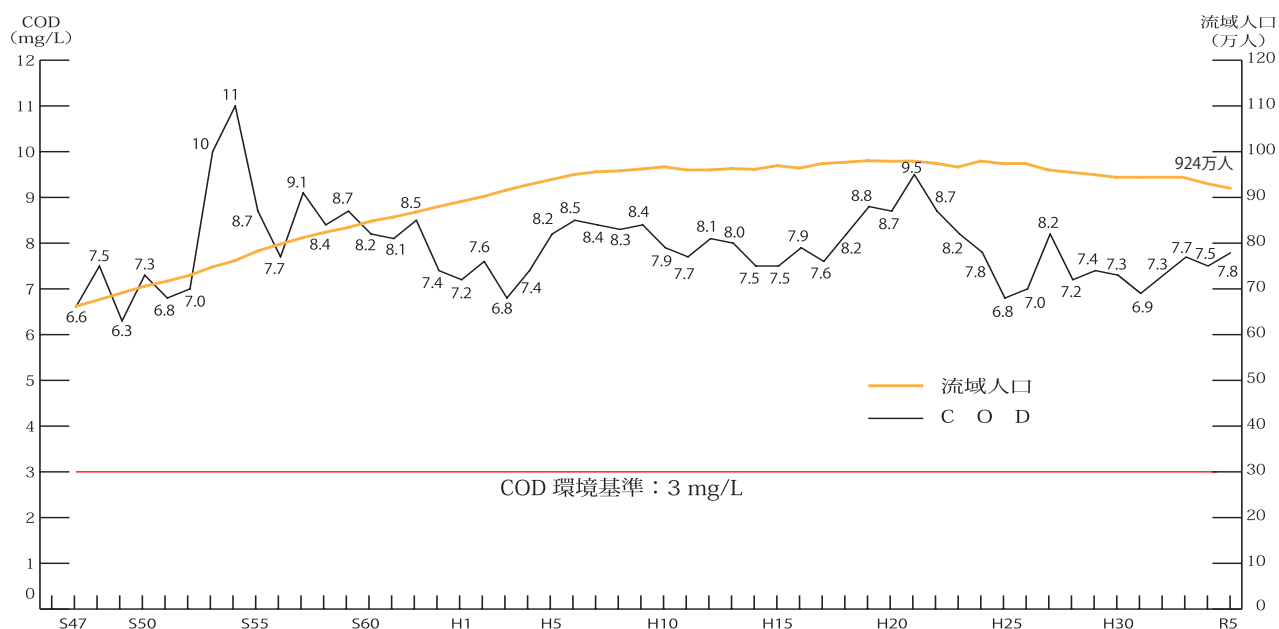


湖内及び流入河川の測定地点（環境基準点）

湖内の環境基準点	水域
1 掛馬沖	霞ヶ浦 (西浦)
2 玉造沖	
3 湖心	
4 麻生沖	
5 釜谷沖	北浦
6 神宮橋	
7 外浪逆浦	常陸利根川
8 息栖	

3 湖内の水質

霞ヶ浦の水質は COD を指標に見ると、昭和 40 年代後半頃から上昇し始め、昭和 53・54 年度に 10 mg/L 台となりましたが、昭和 56 年に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を制定し、それに基づく富栄養化防止基本計画や湖沼水質保全特別措置法による「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を制定し総合的な水質保全対策に取り組んだ結果、平成 21 年度頃を境に低下傾向となり、平成 25 年度には 6.8mg/L まで低下しましたが、近年は 7mg/L 程度で推移しています。



霞ヶ浦の流域人口とCODの変化（年平均値）

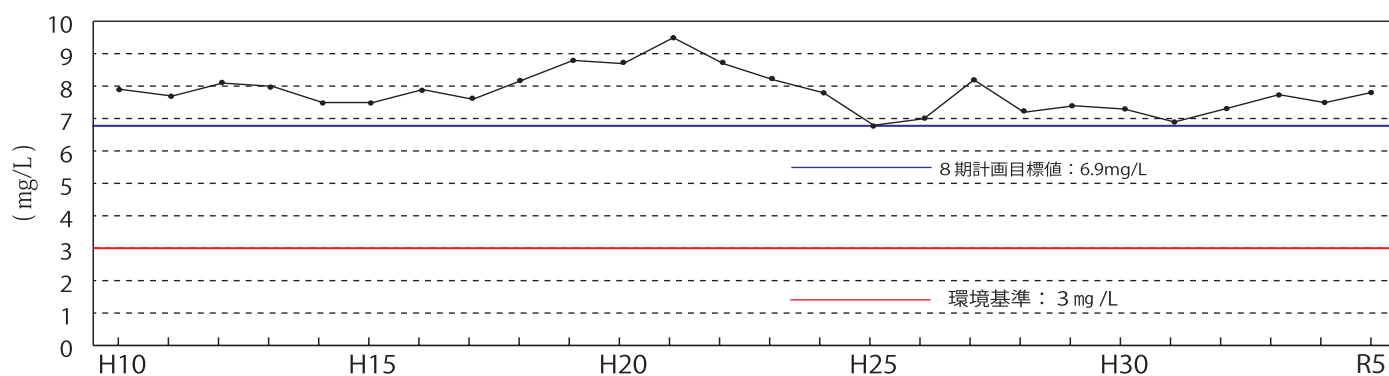
水質が悪化する原因の一つとしては植物プランクトンの増殖が考えられます。藍藻類であるミクロキスティスによるアオコの大発生がみられた昭和 50 年代や、糸状藍藻類であるプランクトスリックス等が増殖した平成 19 年度から 22 年度は COD も大きく上昇しました。

●湖内の水域別水質の経年変化（年間平均値）

(1) COD

(単位：mg/L)

年度 水域	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
霞ヶ浦 (西浦)	7.6	7.7	7.6	7.7	7.3	7.5	7.8	7.6	8.2	8.5	8.4	9.3	8.2	8.1	7.5	6.6	6.6	7.8	6.8	6.9	6.7	6.4	6.7	7.2	6.9	7.5
北浦	8.0	8.1	9.2	8.5	7.8	7.7	8.3	7.7	8.4	9.5	9.3	10	9.1	8.0	8.3	7.3	7.5	8.9	7.8	8.4	8.4	7.8	8.7	9.0	8.9	9.0
常陸 利根川	8.6	7.4	8.3	8.2	7.8	7.2	7.7	7.4	8.1	8.8	8.7	9.3	9.2	8.5	8.0	6.7	7.3	8.3	7.2	7.5	7.6	7.1	7.1	7.6	7.2	7.5
平均	7.9	7.7	8.1	8.0	7.5	7.5	7.9	7.6	8.2	8.8	8.7	9.5	8.7	8.2	7.8	6.8	7.0	8.2	7.2	7.4	7.3	6.9	7.3	7.7	7.5	7.8



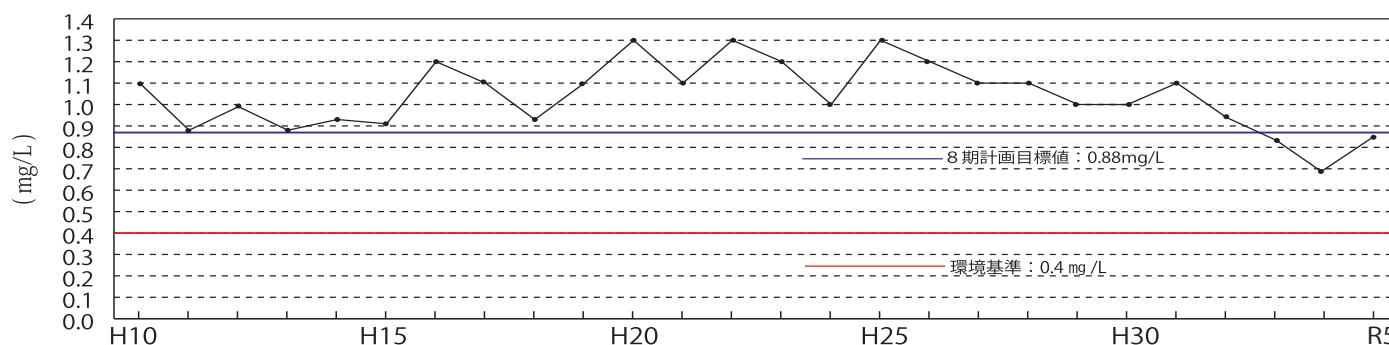
CODの経年変化（平均）

備考：平均は環境基準点（8地点）の平均値。

(2) 全窒素（T-N）

(単位：mg/L)

年度 水域	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
霞ヶ浦 (西浦)	1.3	0.93	1.0	0.89	0.96	0.95	1.2	1.1	0.99	1.1	1.4	1.2	1.3	1.2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.1	0.99	0.88	1.1	0.82	0.82	0.52	0.80
北浦	0.84	0.85	0.95	0.88	0.86	0.88	1.5	1.1	0.93	1.2	1.3	1.2	1.6	1.6	1.2	1.4	1.4	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.3	0.94	0.94	1.0
常陸 利根川	0.94	0.81	0.95	0.87	0.97	0.84	0.92	1.0	0.83	1.1	1.2	0.96	1.1	0.93	0.91	1.1	1.1	0.89	0.92	0.86	0.96	1.1	0.80	0.74	0.58	0.77
平均	1.1	0.88	0.99	0.88	0.93	0.91	1.2	1.1	0.93	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	0.94	0.83	0.69	0.85



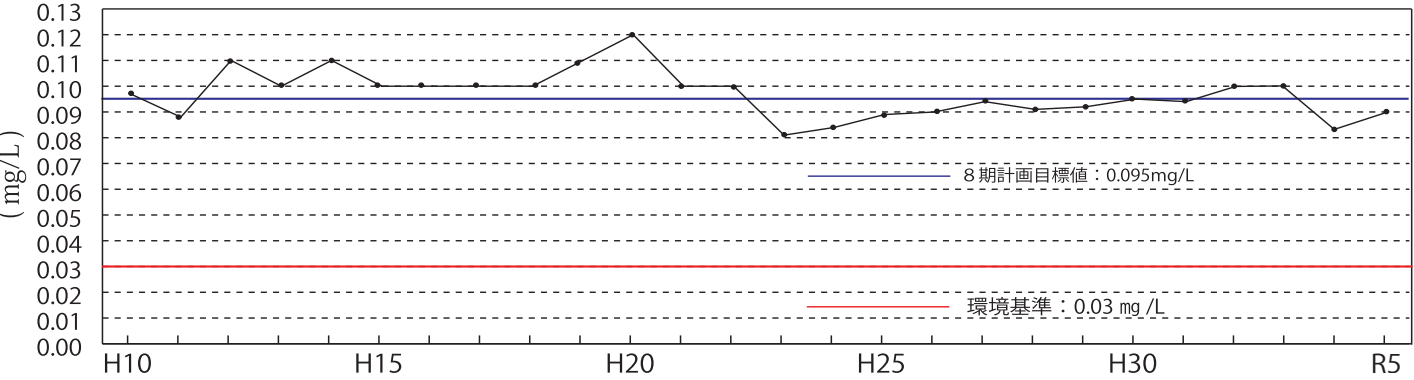
全窒素（T-N）の経年変化（平均）

備考：平均は環境基準点（8地点）の平均値。

(3) 全りん (T-P)

(単位：mg/L)

年度 水域	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
霞ヶ浦 (西浦)	0.10	0.091	0.12	0.11	0.12	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.099	0.09	0.076	0.084	0.086	0.085	0.090	0.089	0.086	0.084	0.088	0.092	0.098	0.077	0.085
北浦	0.089	0.096	0.12	0.10	0.095	0.099	0.13	0.092	0.11	0.13	0.16	0.12	0.13	0.093	0.090	0.11	0.096	0.11	0.11	0.11	0.12	0.11	0.13	0.11	0.096	0.098
常陸 利根川	0.091	0.076	0.080	0.086	0.087	0.083	0.088	0.093	0.096	0.11	0.12	0.096	0.10	0.081	0.080	0.078	0.092	0.090	0.082	0.088	0.093	0.091	0.097	0.095	0.083	0.092
平均	0.097	0.088	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.12	0.10	0.10	0.081	0.084	0.089	0.090	0.094	0.091	0.092	0.095	0.094	0.10	0.10	0.083	0.090



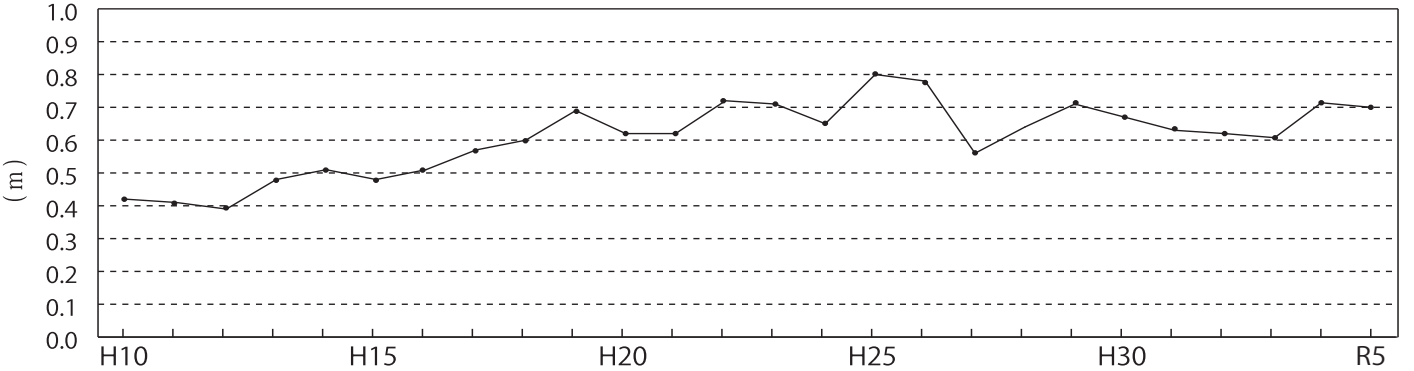
全りん (T-P) の経年変化 (平均)

備考：平均は環境基準点（8地点）の平均値。

(4) 透明度

(単位：m)

年度 水域	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
霞ヶ浦 (西浦)	0.37	0.38	0.38	0.47	0.45	0.50	0.47	0.49	0.56	0.72	0.64	0.60	0.68	0.66	0.63	0.76	0.81	0.52	0.68	0.82	0.71	0.64	0.68	0.60	0.74	0.74
北浦	0.53	0.47	0.43	0.55	0.68	0.52	0.62	0.72	0.66	0.63	0.59	0.63	0.82	0.81	0.68	0.83	0.73	0.58	0.62	0.57	0.60	0.63	0.54	0.62	0.63	0.63
常陸 利根川	0.40	0.40	0.39	0.44	0.45	0.43	0.48	0.59	0.63	0.69	0.63	0.64	0.73	0.70	0.68	0.86	0.75	0.63	0.60	0.64	0.67	0.63	0.60	0.60	0.72	0.69
平均	0.42	0.41	0.39	0.48	0.51	0.48	0.51	0.57	0.60	0.69	0.62	0.62	0.72	0.71	0.65	0.80	0.78	0.56	0.64	0.71	0.67	0.63	0.62	0.61	0.71	0.70



透明度の経年変化 (平均)

備考：平均は環境基準点（8地点）の平均値。

4 流入河川の水質

(1) BOD

(単位：mg/L)

水域	河川	測定地点																				
			H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
西浦	新利根川	新利根橋	2.9	3.7	3.1	3.8	3.3	3.2	3.0	3.7	3.7	3.9	3.8	4.3	4.0	4.0	3.3	4.1	3.3	3.8	5.5	4.9
	小野川	奥原大橋	1.6	1.6	1.5	1.9	1.6	1.7	1.3	1.8	1.8	1.8	1.5	1.4	1.5	1.3	1.1	1.1	1.1	1.8	2.7	2.7
	清明川	勝橋	1.9	2.3	1.9	2.7	2.0	2.4	2.5	2.3	2.8	2.4	2.4	2.4	3.1	2.4	1.4	1.4	1.4	1.9	3.4	3.5
	花室川	親和橋	2.5	2.3	1.7	2.5	1.9	2.0	1.5	2.5	3.2	2.3	1.7	2.0	2.6	3.0	3.1	2.2	3.1	2.2	5.5	4.2
	備前川	備前川橋	3.3	3.0	2.7	3.3	2.9	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	2.9	3.5	3.3	2.9	3.1	2.3	3.1	2.3	3.9	5.7
	桜川	栄利橋	1.6	1.9	1.5	2.1	1.7	2.1	1.3	1.8	1.8	1.7	1.5	1.3	1.8	1.9	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5	1.8
	新川	神天橋	4.6	3.2	3.8	3.9	3.4	3.1	2.7	3.7	6.3	4.8	4.2	4.6	5.0	3.4	4.5	5.2	4.5	6.4	6.2	4.7
	境川	国道 354 境橋	2.8	2.5	2.6	2.8	2.8	2.8	2.0	2.8	2.7	2.2	2.0	2.1	2.0	1.8	2.1	1.7	2.1	1.9	2.3	3.4
	一の瀬川	川中橋	1.5	1.6	1.6	1.9	1.8	1.9	1.2	1.6	1.8	1.7	1.5	1.9	1.7	1.4	1.5	1.3	1.5	1.4	2.8	2.3
	菱木川	菱木橋	1.3	1.6	1.2	1.7	1.5	1.3	1.0	1.5	1.7	1.4	1.3	1.5	1.4	1.1	1.0	1.3	1.0	1.2	2.3	2.5
	恋瀬川	平和橋	1.2	1.4	1.3	1.5	1.3	1.6	1.0	1.6	2.2	1.5	1.9	1.7	1.1	1.3	0.9	1.1	0.9	1.5	2.5	2.7
	山王川	所橋	3.2	2.4	2.6	2.3	2.0	1.9	1.6	2.4	1.9	2.0	1.5	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3	1.4	1.9	2.5	2.6
	園部川	園部新橋	2.5	2.3	1.9	2.4	1.7	1.8	1.2	2.2	2.3	2.2	1.8	2.0	1.6	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.8	2.7
	梶無川	上宿橋	1.7	1.6	1.5	1.8	1.8	1.5	1.1	1.6	1.9	1.5	1.6	1.7	1.4	1.4	1.3	1.4	1.3	2.1	3.0	2.4
北浦	雁通川	JA 横橋	1.5	1.5	1.8	1.5	1.4	1.6	1.2	1.8	1.9	1.9	1.5	1.8	1.5	1.6	1.0	1.4	1.5	1.7	2.4	2.9
	蔵川	蔵川橋	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.7	1.2	1.8	2.0	1.9	1.4	2.0	1.6	1.5	1.2	1.4	1.7	1.8	2.7	2.7
	山田川	荷下橋	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	1.9	1.2	1.7	1.9	1.8	1.4	1.6	1.6	1.6	1.0	1.3	1.9	2.0	2.4	2.1
	武田川	内宿大橋	1.8	1.4	1.5	1.5	1.4	1.7	1.2	1.5	1.8	1.7	1.3	2.1	1.6	1.5	1.1	1.3	1.8	1.8	3.6	2.2
	巴川	新巴川橋	1.5	1.4	1.5	1.4	1.8	1.9	1.8	2.7	2.0	1.8	1.2	1.6	2.2	1.3	1.0	1.2	1.8	2.0	4.3	2.9
	鉾田川	旭橋	2.0	2.5	3.3	3.8	2.6	2.5	2.2	2.9	3.5	2.3	4.4	5.2	5.1	3.4	4.3	1.5	1.5	1.8	2.6	2.4
	大洋川	田塚橋	0.9	0.7	0.8	0.7	0.8	1.4	0.7	1.1	1.4	1.1	0.9	1.3	1.0	0.8	0.7	0.8	0.7	1.2	2.0	1.8
	流川	須保居橋	3.8	5.1	3.3	2.7	2.2	3.5	4.0	4.7	3.5	2.7	2.5	2.7	2.8	1.9	1.4	2.0	6.1	2.6	4.7	2.3
常陸	夜越川	堀の内橋	1.2	1.5	2.2	1.7	1.8	1.9	1.3	2.6	1.7	1.7	1.5	2.2	2.2	2.8	1.4	1.8	2.9	3.2	3.5	4.8
利根川	前川	潮来あやめ橋	3.2	3.7	3.4	3.7	3.1	3.7	3.6	3.7	3.9	3.6	3.2	3.9	3.3	3.1	2.6	2.8	3.8	3.3	3.7	3.5

(2) COD

(単位：mg/L)

水域	河川	測定地点																				
			H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
西浦	新利根川	新利根橋	8.6	8.9	8.5	9.1	8.3	8.2	8.2	8.4	8.2	9.2	8.3	8.6	8.1	8.5	8.5	8.4	8.2	8.9	9.2	9.6
	小野川	奥原大橋	5.0	5.2	5.2	5.8	4.7	4.9	4.7	4.8	5.0	5.4	4.6	4.3	4.4	4.5	4.5	4.0	4.8	5.3	5.9	6.1
	清明川	勝橋	5.3	6.0	5.4	6.5	5.7	5.9	5.1	5.7	5.7	5.4	5.3	5.3	5.6	5.6	4.7	4.5	4.6	5.5	6.2	6.6
	花室川	親和橋	5.4	5.3	4.9	5.6	4.6	4.7	4.2	4.7	4.7	4.3	3.7	4.0	4.2	5.1	5.2	4.3	5.5	4.5	6.2	5.9
	備前川	備前川橋	6.7	6.4	6.5	7.3	6.8	6.5	6.1	6.7	6.0	6.4	5.6	5.9	5.7	5.5	6.4	5.2	5.4	5.2	6.2	8.1
	桜川	栄利橋	4.7	5.1	4.9	4.5	4.3	4.7	4.5	4.8	4.9	4.7	4.3	4.5	4.8	5.0	4.5	4.4	4.1	4.6	4.7	4.8
	新川	神天橋	8.3	7.8	7.8	8.6	8.4	7.2	7.1	7.9	11	8.4	8.0	8.2	7.5	7.3	7.7	7.4	7.6	9.2	9.3	8.7
	境川	国道 354 境橋	7.0	6.7	6.9	6.3	6.1	6.6	7.8	7.1	5.9	6.0	5.3	5.9	7.9	6.2	6.8	5.4	5.5	5.4	5.9	6.7
	一の瀬川	川中橋	5.6	5.8	5.5	6.2	5.3	5.2	5.2	5.3	5.5	5.5	4.9	5.7	5.5	5.3	5.6	5.7	4.7	5.5	7.6	6.8
	菱木川	菱木橋	4.4	4.5	4.2	4.8	4.5	4.0	4.0	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.6	3.8	3.8	3.7	3.1	4.0	5.0	4.8
	恋瀬川	平和橋	4.5	4.6	4.7	4.6	4.4	4.2	3.7	4.3	4.4	4.3	4.2	4.8	3.6	4.5	3.9	3.9	3.6	4.7	5.2	5.4
	山王川	所橋	6.6	5.9	6.0	5.8	5.3	4.9	4.4	5.4	4.8	5.3	4.1	4.3	4.1	4.9	4.8	4.2	4.6	4.7	5.6	5.6
	園部川	園部新橋	5.7	5.7	5.3	5.9	5.1	4.6	4.2	5.1	4.9	5.4	4.5	4.7	4.3	5.1	4.2	4.2	4.4	4.8	5.6	5.4
	梶無川	上宿橋	5.7	5.3	5.1	5.7	5.3	4.5	4.2	4.5	4.8	5.1	4.6	4.5	4.2	4.8	4.3	4.6	4.4	5.9	6.1	5.6
北浦	雁通川	JA 横橋	5.5	5.6	5.6	5.5	4.9	4.6	4.6	4.4	4.8	5.8	4.5	5.0	4.5	4.9	4.0	5.3	4.6	5.4	5.5	6.0
	蔵川	蔵川橋	5.4	5.3	5.1	5.3	5.5	5.4	4.5	5.0	5.1	5.3	4.7	4.7	4.7	4.9	4.4	5.3	4.2	5.6	6.3	6.8
	山田川	荷下橋	5.3	5.0	5.2	5.4	5.7	5.2	4.6	4.9	4.9	5.1	4.9	4.7	4.7	4.7	3.6	4.0	5.0	5.9	4.6	5.7
	武田川	内宿大橋	4.2	4.1	4.4	4.4	4.5	4.2	4.0	3.8	3.8	4.1	3.5	3.8	3.7	3.6	3.5	3.7	4.1	4.2	4.6	5.0
	巴川	新巴川橋	4.0	4.2	4.4	4.6	4.7	4.4	4.3	5.1	4.3	4.6	3.8	4.0	4.4	3.8	3.7	3.7	4.2	4.6	5.4	5.3
	鉾田川	旭橋	4.7	5.3	6.3	7.2	5.5	4.8	5.5	5.6	6.2	5.3	6.5	5.5	5.4	5.9	5.9	3.9	3.5	4.4	4.7	4.8
	大洋川	田塚橋	4.4	4.0	4.1	3.6	4.2	4.3	3.4	3.7	3.2	3.8	3.5	3.7	3.6	3.1	2.9	3.1	4.0	4.2	3.8	5.2
	流川	須保居橋	6.5	8.6	6.1	6.2	5.4	5.8	7.0	7.7	5.4	5.5	5.1	5.0	4.9	4.7	5.6	6.1	6.7	7.1	8.2	7.4
常陸	夜越川	堀の内橋	7.0	6.1	5.9	6.4	6.5	7.3	6.2	5.7	6.2	5.1	6.3	5.5	6.0	6.0	5.3	6.1	6.5	7.6	7.0	8.0
利根川	前川	潮来あやめ橋	7.9	8.2	8.3	8.6	9.5	9.5	9.1	8.5	8.4	8.2	8.4	8.0	8.3	7.3	7.4	6.6	7.5	8.0	7.8	8.2

(3) 全窒素 (T-N)

(単位: mg/L)

水域	河川	測定地点																				
			H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
西浦	新利根川	新利根橋	1.5	1.5	1.3	1.4	1.5	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.4	1.3	1.5
	小野川	奥原大橋	3.4	3.2	3.6	3.0	2.9	2.8	2.9	2.6	2.5	2.4	2.7	2.5	2.4	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2
	清明川	勝橋	2.5	2.3	2.7	1.9	2.1	2.2	2.3	2.0	2.0	1.9	2.1	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.9	1.8	1.6	2.0
	花室川	親和橋	3.0	2.7	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.2	2.1	2.1	2.2	2.2	3.0	2.4	2.5	2.0	2.2	2.2
	備前川	備前川橋	2.6	2.4	2.6	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	1.7	1.6	1.8	1.7	1.5	1.6	1.4	1.5	1.6	1.7	1.6	1.7
	桜川	栄利橋	2.1	2.0	2.3	1.8	2.0	1.7	1.9	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	1.7	1.3	1.4	1.3	1.3
	新川	神天橋	3.0	3.3	3.3	3.5	3.0	2.7	2.8	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	3.0	3.3	3.1	3.1	3.4	3.0	3.2	3.6
	境川	国道 354 境橋	3.6	3.5	3.6	3.5	3.2	3.5	3.3	3.1	3.2	3.4	3.5	3.2	4.1	3.2	2.9	3.0	3.1	2.9	3.1	3.1
	一の瀬川	川中橋	4.6	4.2	4.3	4.1	3.8	4.1	4.0	3.8	3.3	3.2	3.6	3.4	3.2	3.0	3.0	3.0	3.2	2.9	3.0	2.7
	菱木川	菱木橋	4.9	4.3	5.0	4.2	4.4	4.3	4.7	4.3	3.9	3.5	4.0	3.5	3.9	2.9	2.6	3.0	3.3	2.9	2.8	2.6
	恋瀬川	平和橋	3.2	3.3	3.5	3.2	3.2	3.5	2.9	2.9	3.2	3.1	3.3	3.2	2.9	2.7	2.4	2.6	2.6	2.6	2.5	2.8
	山王川	所橋	3.4	3.5	3.3	3.3	3.6	3.6	3.7	3.3	3.7	3.6	3.5	3.6	3.6	3.9	3.9	3.8	4.4	3.8	3.9	4.0
	園部川	園部新橋	6.0	5.4	6.1	5.6	5.5	5.7	6.1	5.4	4.9	4.8	5.3	4.5	5.3	4.6	4.8	4.6	5.3	4.8	4.7	5.0
	梶無川	上宿橋	5.3	5.2	5.8	5.8	5.5	5.8	6.2	6.2	5.8	5.7	5.7	5.0	6.0	5.6	5.4	5.3	6.0	5.3	5.6	5.8
北浦	雁通川	JA 横橋	3.4	3.6	4.1	3.8	3.3	3.5	3.7	3.3	2.9	2.7	2.7	3.0	2.8	2.9	2.9	2.9	2.7	2.3	2.1	2.4
	蔵川	蔵川橋	5.1	5.6	5.5	5.6	4.8	4.6	4.9	4.5	4.0	3.9	4.1	4.2	4.0	3.5	3.7	3.3	4.0	3.5	3.5	3.7
	山田川	荷下橋	5.7	5.5	5.8	5.6	4.8	5.0	5.1	4.9	4.4	4.5	4.4	4.6	4.4	4.2	4.7	4.1	4.7	4.5	4.2	4.5
	武田川	内宿大橋	6.1	6.6	6.3	6.8	5.9	6.3	6.6	6.5	6.3	6.3	6.5	6.4	6.7	5.9	6.9	6.5	7.2	7.0	6.8	6.8
	巴川	新巴川橋	5.9	5.6	6.0	5.9	6.0	6.2	6.5	6.5	5.9	5.4	5.4	5.6	5.7	5.1	4.9	5.3	5.5	5.4	5.1	5.3
	鉾田川	旭橋	7.3	8.9	12	14	11	11	12	10	11	9.4	10	12	14	14	11	8.7	8.8	9.0	8.8	9.0
	大洋川	田塚橋	4.8	4.9	5.0	5.2	4.9	4.8	5.2	5.0	5.2	5.3	5.7	5.3	5.3	5.3	5.1	5.0	5.2	5.2	5.1	5.2
	流川	須保居橋	2.8	2.7	2.6	2.7	2.7	2.5	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	1.9	1.7	1.4	1.8	1.4	1.6	1.3
常陸	夜越川	堀の内橋	1.9	2.2	2.7	2.5	2.5	2.2	2.5	2.8	2.3	2.4	2.3	2.0	2.0	1.8	1.6	1.7	1.8	2.1	2.3	3.0
利根川	前川	潮来あやめ橋	1.0	1.0	0.89	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	0.96	1.1	1.1	0.96	0.82	1.0	0.91	0.90	0.95	0.77	1.1

(4) 全りん (T-P)

(単位: mg/L)

水域	河川	測定地点																				
			H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
西浦	新利根川	新利根橋	0.080	0.10	0.099	0.092	0.11	0.10	0.12	0.079	0.092	0.089	0.096	0.10	0.11	0.11	0.11	0.091	0.11	0.13	0.090	0.12
	小野川	奥原大橋	0.068	0.085	0.080	0.093	0.068	0.072	0.075	0.068	0.077	0.076	0.067	0.074	0.081	0.072	0.075	0.062	0.081	0.076	0.069	0.077
	清明川	勝橋	0.10	0.14	0.11	0.14	0.13	0.11	0.14	0.092	0.095	0.098	0.088	0.087	0.13	0.12	0.084	0.070	0.082	0.079	0.081	0.082
	花室川	親和橋	0.11	0.12	0.10	0.10	0.080	0.12	0.11	0.12	0.14	0.12	0.092	0.10	0.12	0.17	0.16	0.11	0.15	0.093	0.093	0.11
	備前川	備前川橋	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.14	0.11	0.10	0.090	0.095	0.099	0.10	0.10	0.10	0.085	0.086	0.086	0.085	0.098
	桜川	栄利橋	0.061	0.080	0.085	0.071	0.067	0.068	0.075	0.065	0.063	0.062	0.065	0.061	0.067	0.074	0.067	0.046	0.065	0.068	0.067	0.065
	新川	神天橋	0.14	0.17	0.17	0.15	0.17	0.16	0.17	0.15	0.22	0.15	0.14	0.15	0.16	0.17	0.15	0.15	0.19	0.19	0.19	0.16
	境川	国道 354 境橋	0.24	0.18	0.20	0.15	0.14	0.16	0.23	0.17	0.12	0.14	0.12	0.16	0.23	0.23	0.23	0.17	0.15	0.13	0.13	0.15
	一の瀬川	川中橋	0.095	0.10	0.11	0.12	0.089	0.090	0.12	0.099	0.098	0.12	0.10	0.12	0.13	0.12	0.13	0.13	0.11	0.11	0.16	0.12
	菱木川	菱木橋	0.048	0.046	0.056	0.049	0.044	0.051	0.053	0.041	0.046	0.048	0.042	0.053	0.056	0.052	0.049	0.044	0.041	0.048	0.055	0.057
	恋瀬川	平和橋	0.070	0.082	0.078	0.078	0.070	0.076	0.068	0.073	0.087	0.066	0.070	0.094	0.089	0.088	0.075	0.066	0.068	0.073	0.069	0.071
	山王川	所橋	0.23	0.29	0.21	0.29	0.25	0.26	0.26	0.29	0.23	0.27	0.24	0.21	0.23	0.34	0.29	0.22	0.19	0.18	0.18	0.19
	園部川	園部新橋	0.20	0.20	0.23	0.24	0.13	0.12	0.12	0.11	0.12	0.12	0.10	0.11	0.10	0.13	0.12	0.10	0.11	0.097	0.11	0.10
	梶無川	上宿橋	0.072	0.077	0.076	0.078	0.072	0.070	0.072	0.068	0.084	0.074	0.065	0.080	0.086	0.095	0.11	0.10	0.11	0.12	0.16	0.13
北浦	雁通川	JA 横橋	0.077	0.088	0.89	0.086	0.078	0.082	0.092	0.059	0.074	0.11	0.069	0.098	0.081	0.094	0.069	0.10	0.093	0.081	0.084	0.085
	蔵川	蔵川橋	0.064	0.068	0.070	0.068	0.075	0.074	0.071	0.068	0.073	0.070	0.067	0.079	0.073	0.080	0.059	0.067	0.067	0.073	0.084	0.10
	山田川	荷下橋	0.098	0.097	0.095	0.11	0.10	0.097	0.11	0.12	0.11	0.095	0.10	0.11	0.11	0.11	0.072	0.070	0.12	0.12	0.070	0.11
	武田川	内宿大橋	0.056	0.064	0.072	0.069	0.066	0.066	0.072	0.062	0.067	0.076	0.062	0.064	0.074	0.069	0.077	0.076	0.072	0.058	0.062	0.075
	巴川	新巴川橋	0.058	0.066	0.071	0.067	0.077	0.079	0.088	0.086	0.076	0.069	0.065	0.074	0.093	0.076	0.078	0.073	0.077	0.075	0.076	0.066
	鉾田川	旭橋	0.074	0.087	0.084	0.087	0.087	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.16	0.11	0.11	0.13	0.14	0.080	0.067	0.069	0.076	0.074
	大洋川	田塚橋	0.069	0.061	0.055	0.048	0.058	0.067	0.051	0.048	0.048	0.056	0.041	0.058	0.064	0.051	0.044	0.046	0.071	0.059	0.054	0.068
	流川	須保居橋	0.14	0.37	0.13	0.11	0.12	0.14	0.34	0.36	0.14	0.14	0.15	0.17	0.19	0.23	0.48	0.52	0.41	0.63	0.64	0.65
常陸	夜越川	堀の内橋	0.068	0.080	0.11	0.084	0.10	0.083	0.12	0.13	0.079	0.089	0.085	0.092	0.10	0.087	0.070	0.072	0.12	0.12	0.13	0.18
利根川	前川	潮来あやめ橋	0.089	0.094	0.098	0.093	0.097	0.10	0.11	0.076	0.084	0.086	0.088	0.089	0.086	0.091	0.096	0.082	0.11	0.11	0.089	0.092

備考: 流入河川のうち、環境基準点のある河川を対象とした。数値は年間平均値。

資料: 茨城県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」

5 富栄養化による問題点

湖沼の水質に関して特に問題となっているのが、窒素やりんが流れ込むことなどによって起こる富栄養化の現象です。

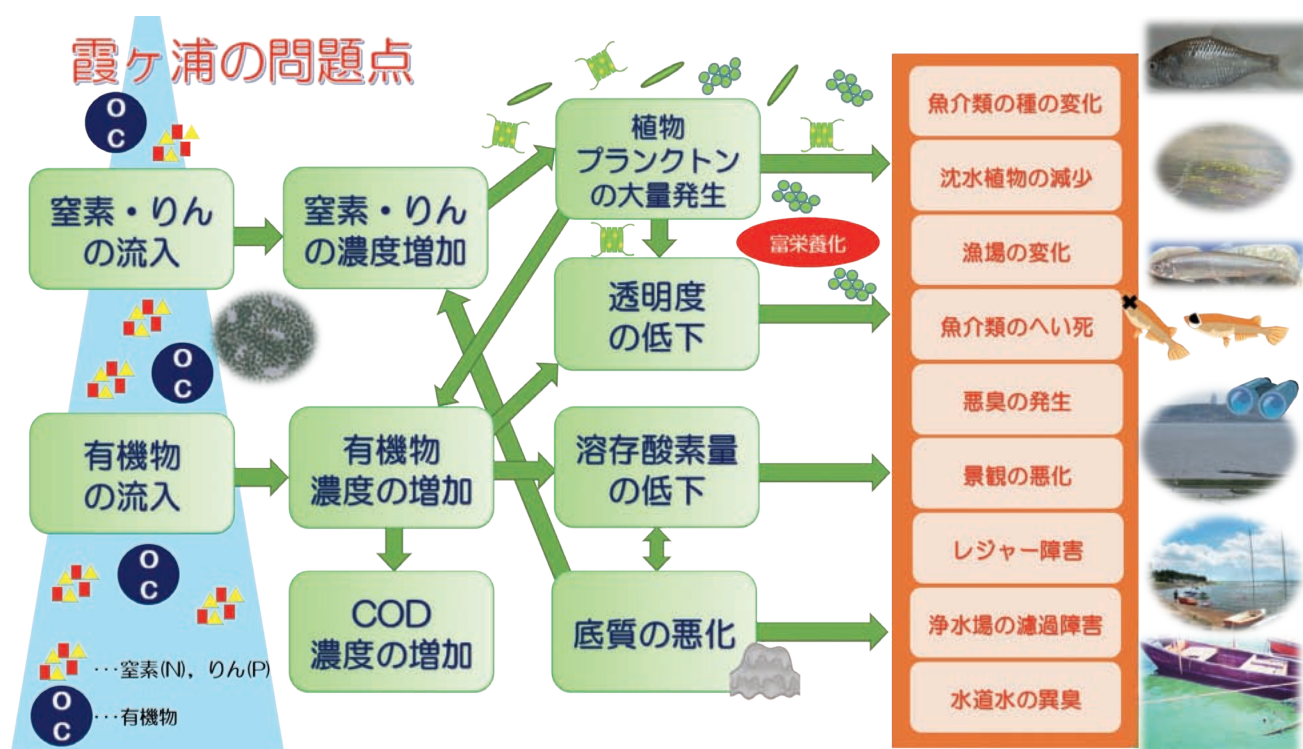
富栄養化とは植物の栄養素となる窒素やりんの湖沼への流入や湖底からの溶出により、植物プランクトンの生産が盛んになり、これらが異常に増殖して水質汚濁が累進的に進むことをいいます。また、この現象により水の色が変わったり悪臭が発生することがあります。

生物の生産力の小さい貧栄養湖から富栄養湖へと変化していくのは、数百年、数千年という年月を経て起こる自然の湖沼の現象ですが、霞ヶ浦などの湖沼では、流域の社会経済活動の活発化に伴って人為的に窒素やりんの流入量が大きくなり、富栄養化が進んでいます。

特に霞ヶ浦は流域面積が湖面積の約 10 倍と広く、水深が浅いうえに水が滞留しやすいことなどから、昔から富栄養化しやすい湖沼でした。さらに、社会経済活動に伴う富栄養化が急速に進行し、植物プランクトンの大量発生がみられました。植物プランクトンが異常に増えると水の透明度が悪くなったり、COD が高くなったりします。

また、植物プランクトンが死んで分解されるときには、水中に溶けている酸素を大量に消費するため、水中の酸素が不足し養殖ゴイや天然の魚介類が死ぬなどの被害が生じることもあります。

水道では取水する原水の水質汚濁が著しい場合には、浄化処理の際に活性炭を多量に使用することになるため、経費の負担が増えたり、浄水場のろ過施設をつまらせて被害を起こしたりするなど、多くの問題を生じることになります。また、水道水にカビ臭などの異臭を生じることもあります。



窒素とりんは生命にとって必須な物質であり、生命を構成しながら生態系内外で循環します。湖水中のりん濃度が高いほど植物プランクトンが多く発生し、クロロフィル濃度、窒素濃度、CODとも相関性があります。その詳細なプロセスを科学的に把握することが課題です。特に霞ヶ浦では、流入河川が多いこと、河川ごとの水質や流量の違い、夏季における湖底からのりんの溶出、波浪による底泥の再懸濁、複雑な湖岸地形、プランクトン発生の年変動、利水量が多いなど、霞ヶ浦特有の因子が絡むため難しい課題となっています。

霞ヶ浦の水質保全対策

1 霞ヶ浦の水質汚濁の原因

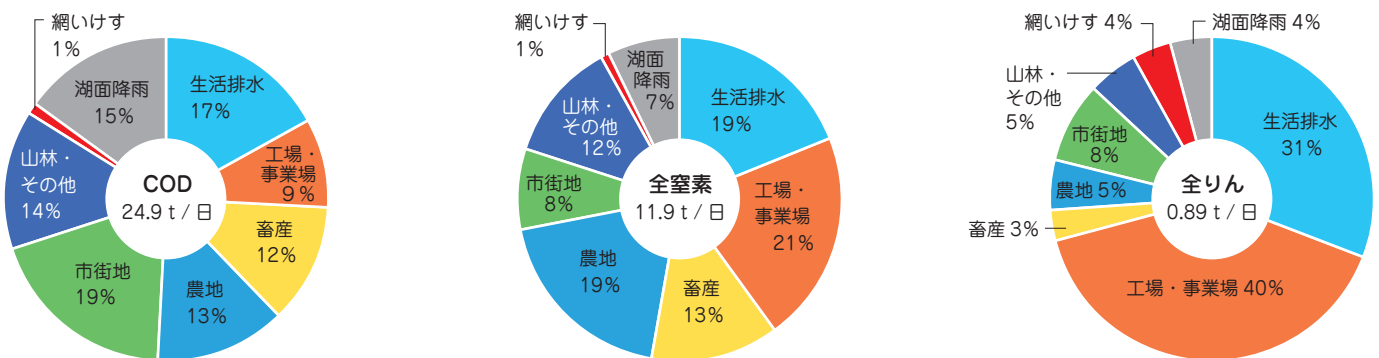
霞ヶ浦の水質汚濁の原因は、大きく2つに分けることができます。

ひとつは河川などを通じて直接、有機物、窒素・りんが霞ヶ浦に流れ込むものです。汚れの発生源は流域内の約93万人の生活排水や工場・事業場、牛・豚などの畜産、農地、市街地、湖内のコイ養殖などです。また、自然由来の森林からの負荷や湖面への降雨による負荷もあります。

もうひとつは霞ヶ浦の湖底に堆積している底泥（ドロ）から窒素・りんが湖水に溶け出すものです。

これらの窒素・りんを栄養源にして植物プランクトンが増殖します。植物プランクトンが増えすぎると、CODが上昇するだけでなく、水の透明度が低くなったり、それが腐敗することで悪臭が発生したりします。

このように河川を通じた汚濁物質の流入や底泥からの溶出に加え、湖内で植物プランクトンが大量に増殖することにより霞ヶ浦の水質が悪化してしまいます。



霞ヶ浦に排出される汚濁負荷割合（令和2年度）

2 茨城県霞ヶ浦水質保全条例

霞ヶ浦は流域における人口の増加や社会経済活動の進展などに伴い、富栄養化による水質汚濁が進行してきました。特に昭和53年度から54年度にかけては著しい水質汚濁により、きわめて憂慮すべき状況になりました。

このため、県は霞ヶ浦の富栄養化を防止するとともに、環境の保全を図るため、昭和56年12月に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を制定し、昭和57年9月に施行しました。この条例により、国にさきがけて工場・事業場に対する窒素・りんの排水規制を行うとともに、県民と協力して、りんを含む家庭用合成洗剤の使用等の禁止や、農業、畜産、コイ養殖の対策を実施してきました。

平成19年3月には流域の全ての人々が生活と生産のあらゆる面で水質保全に取り組むため、「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面的に改正し、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として同年10月に施行しました。

さらに、平成31年3月には工場・事業場に対する排水規制の強化を図るため条例の一部を改正し、令和3年4月から施行されました。（条例の概要はP27を参照）

3 湖沼水質保全計画

(1) 湖沼水質保全特別措置法

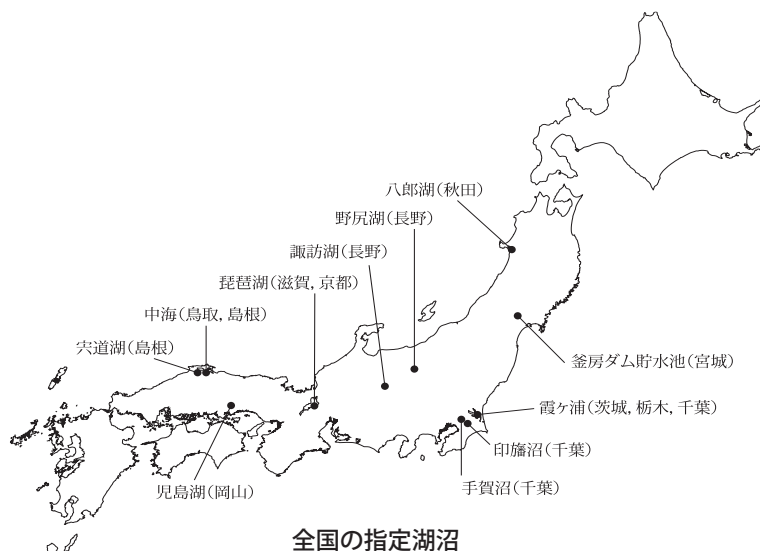
国においては富栄養化に伴う水質汚濁の進行により、さまざまな環境上の障害をもたらしている全国の湖沼について、従来の水質汚濁防止法による工場・事業場に対する排水規制に加え、下水道の整備や農業対策などの特別の措置を講じることにより湖沼の水質保全を図るため、昭和59年7月に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）を制定し、昭和60年3月に施行しました。

この法律により、水質保全対策を総合的かつ計画的に進める必要性が特に高い湖沼が指定湖沼として指定され、下水道の整備などの水質保全に役立つ事業や工場・事業場排水対策、面源負荷対策などを盛り込んだ「湖沼水質保全計画」を策定し、計画に基づいて総合的に対策を進めることになっています。

(2) 湖沼水質保全計画

霞ヶ浦は昭和 60 年 12 月に湖沼法における指定湖沼となりました。

これに伴い県では流域の一部となる栃木県、千葉県と協力して、昭和 62 年 3 月に第 1 期の「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」（昭和 61 年度～平成 2 年度）を策定して以来、様々な対策を進めており、現在は第 8 期の計画に基づき総合的な浄化対策が実施されています。



全国の指定湖沼

(3) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 8 期）

令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 8 期計画では、引き続き長期ビジョンとして「泳げる霞ヶ浦」「遊べる河川」を掲げ、その実現のために段階的に水質の改善を図ることとしています。

生活や産業の状況が異なることを踏まえ、西浦（常陸利根川を含む）・北浦ごとに施策の目標を設定し、汚濁源に応じた様々な浄化対策が総合的に進められています。（計画の概要は P 28 を参照）

4 浄化対策等の内容

(1) 生活排水対策

生活雑排水は下水道などで処理されないまま水路などに流れると、河川や湖沼の水質汚濁の大きな要因となります。

このため下水道や農業集落排水施設（いわゆる農村集落の下水道）への接続や、し尿と生活雑排水をあわせて処理し、窒素・リンの除去性能も高い高度処理型浄化槽の設置が水質浄化にとって大変重要です。

また、調理くずや廃食用油を流さないなどの台所対策、節水や洗剤の適正使用など、水環境にやさしい生活を工夫して、実践することも大切です。

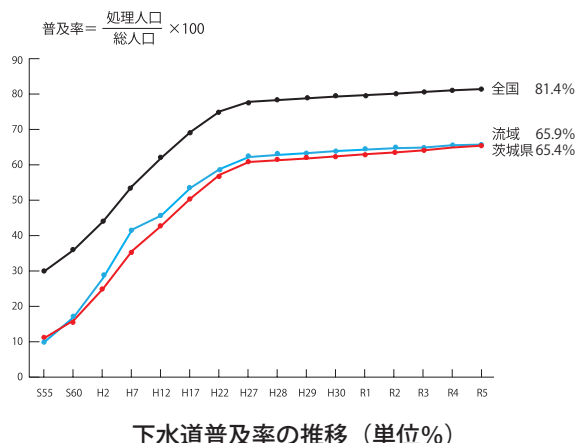
ア 下水道の整備・接続促進

県や市町村により、トイレを水洗化するなどの快適な生活環境を確保するために下水道の整備が進められています。

県では霞ヶ浦流域においては、「霞ヶ浦常南」「霞ヶ浦湖北」「霞ヶ浦水郷」「小貝川東部」の 4 カ所の流域下水道について整備及び施設の運営をしているほか、市町村においては、地域の特性に応じて流域関連公共下水道、単独公共下水道又は特定環境保全公共下水道の整備が進められています。

霞ヶ浦流域における令和 5 年度末現在の下水道の整備状況は、流域内約 92 万人のうち、処理人口は約 61 万人、普及率は約 65.9%となっています。霞ヶ浦流域内の下水道接続率は約 91.6%であり、一層の向上を図るため、県では森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う下水道への接続支援に対する補助が平成 30 年度から大幅に拡充されています。

また、下水道の終末処理場では窒素・リンの高度処理を行った後、霞ヶ浦等に処理水を放流しているほか、安定的かつ効率的に処理するための調査研究等が行われています。



霞ヶ浦湖北流域下水道霞ヶ浦浄化センター

イ 農業集落排水施設の整備・接続促進

霞ヶ浦流域における令和5年度末現在の農業集落排水施設の整備は、約6万人分のエリアが完了し、霞ヶ浦に放流する全67施設で窒素・りん的高度処理を行っています。

また、農業集落排水施設への接続率向上を図るため、県では森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助を平成30年度から大幅に拡充しています。



行方市玉造北部地区浄化センター（外観）



行方市玉造北部地区浄化センター（内部）

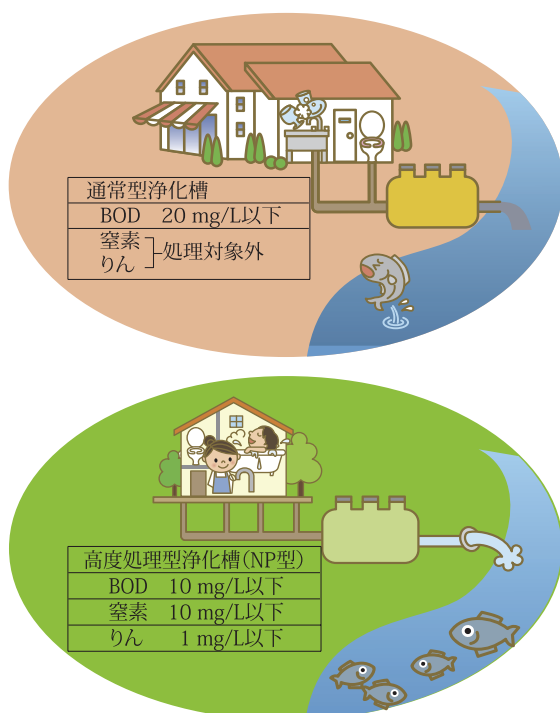
ウ 高度処理型浄化槽の普及促進

下水道や農業集落排水施設の未整備区域では、水洗トイレとするためには浄化槽を設置することになります。通常型の浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理し、主に有機物の汚れを除去するものですが、霞ヶ浦流域の富栄養化を防止するには、原因である窒素・りんを効果的に除去することができる高度処理型浄化槽を設置しなければなりません。

そこで県では高度処理型浄化槽の設置を促進するため、平成11年度から国に先駆けて高度処理型浄化槽への補助制度を創設しました。また、平成19年10月から茨城県霞ヶ浦水質保全条例により、高度処理型浄化槽の設置を義務づけました。さらに生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽や汲み取り槽から高度処理型浄化槽への転換を促進するため、森林湖沼環境税を活用し、単独処理浄化槽撤去費補助や、宅内配管工事費補助など、転換に手厚い補助を実施しています。

また、性能のよい浄化槽を使っても、維持管理を怠るとその性能を十分に発揮できません。浄化槽の性能を維持するためには、定期的に保守点検や清掃を行い、指定検査機関が行う検査を年1回受検する必要があります。

さらに一部市町村では、市町村が個人宅に浄化槽を設置し適正な維持管理を行う公共浄化槽の設置事業が行われています。



通常型浄化槽と高度処理型浄化槽の放流水比較図



高度処理型浄化槽

(2) 工場・事業場排水対策

ア 排水規制

工場・事業場には水質汚濁防止法による排水規制に加えて、茨城県では茨城県生活環境の保全等に関する条例、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例を制定し、全国的にみても厳しい排水基準が適用されています。

また、条例では法律の規制対象施設以外にも汚水が排水される施設を定めて、同様の排水規制が行われています。

さらに、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、排水量が少ないことなどにより罰則の対象でなかった工場・事業場（霞ヶ浦一般事業場等*）に対して、命令に従わなかった場合に罰則が適用されるようにするなど、令和3年4月から排水規制が強化されています。

※水質汚濁防止法や県条例に基づく特定施設等を設置しない事業場、または特定施設等を設置するが排出水量が少ない（10m³/日未満）事業場

イ 指導等

工場・事業場に対しては、立入検査により排水基準の遵守状況を確認するとともに、違反があった場合は排水処理施設の設置や維持管理の徹底等の改善指導が行われています。

ウ 自主管理の徹底、処理施設整備への補助

霞ヶ浦の水質の保全を図るため、事業者は排水処理施設の整備や排水水の自己監視など、必要な措置を講ずる必要があります。

また、排水処理施設などの環境保全施設の整備に要する資金については、融資及び利子補給の制度が設けられています。



工場・事業場の立入検査



排水処理施設

(3) 農地対策

茨城県霞ヶ浦水質保全条例では、標準的な施肥の量についての基準を守るなど、適正な施肥や用水の管理が規定されています。

各地域の農業改良普及センターを中心に、市町村・農業団体等との連携のもと、適正施肥などの技術指導が行われています。

また、流域内のレンコン田においては、新たな診断施肥技術を活用した実証圃を設置し、施肥窒素量の削減指導が行われています。湖岸の水田等においては、農業排水を用水として再利用する「循環かんがい」や、田面からの排水を抑える水管理の促進に取り組んでいます。

ア 水田

- ・ 土壌診断に基づく適正施肥の指導
- ・ 代かき時の濁水流出防止やかけ流しの防止

イ 畑

- ・ 土壌診断に基づく適正施肥の指導
- ・ 被覆作物（カバークロップ）の作付け等による肥料成分等の流出抑制

ウ レンコン田

- ・ 診断施肥技術の活用推進
- ・ 「れんこんの適正施肥マニュアル」の配布

(4) 畜産対策

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに、発酵させた後に農地へ肥料として散布することを茨城県霞ヶ浦水質保全条例で規定するなど、適正な処理・利用の促進が図られています。



被覆作物（カバークロップ）の作付け

ア 家畜排せつ物の適正な管理

法の対象農家に対して適切な管理についての指導が実施されているとともに、補助事業等を活用した家畜排せつ物処理施設等の整備支援が行われています。

イ 良質堆肥の広域流通促進

「堆肥コーディネーター」の活用などにより、霞ヶ浦流域内の畜産農家で生産した良質堆肥が流域外へ流通するよう、広域流通の促進が図られています。



流域外農地への堆肥の散布

(5) 漁業・網いけす養殖業における対策

ア 漁業による水質浄化機能の促進

未利用魚の回収を実施し、魚体に含まれる窒素・リンの湖外への取り出しによる水質浄化が進められています。

イ 網いけす養殖の適正管理と効率化の推進

環境に配慮した養殖を実践するため、飼料の投与、死魚の適正処理に関する基準の遵守、低タンパク、高カロリーの改善飼料の使用徹底などを図るとともに、養殖施設周辺の水質及び底泥のモニタリングが行われています。



未利用魚の回収

(6) 流入河川等の浄化対策

ア 流入河川等の浄化対策

国土交通省により、流入河川の河口部において降雨初期の汚濁負荷の削減や湖岸植生帯の再生などを目的とした、湖内湖植生浄化施設（ウエットランド）が整備されています。現在は堆積土砂等の状況を経過観察し、流入負荷削減の取り組みが行われています。

その他、動植物の生息・生育環境や景観、空間利用に配慮した多自然川づくりが進められています。

イ 霞ヶ浦のアオコ対策

アオコは水質や気象条件などによって特に夏季に大量に発生することがあります。腐敗したアオコによる悪臭被害を防止するため、国、県、市の関係機関が連携し、6月から10月までの期間、アオコの発生予測や監視パトロールをはじめ、フェンスの設置による河川への遡上防止などの対策を実施しています。大発生した場合には、船舶のスクリューによる集積防止、ハンドスキマーなどによる回収などの対策が行われています。



川尻川ウエットランド



フェンスの設置

(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全

ア 森林の保全・整備、創出

適正な森林整備と森林資源の循環利用を推進することにより、水源かん養や温暖化防止といった森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、林業経営に適した森林において森林経営の集約化や人工林の再造林が推進されています。また、市町村や地域住民等に対し、生活環境の保全や湖沼の水質浄化機能の発揮などに寄与する森林の保全・整備の必要性について一層の普及啓発が進められています。

イ 湖岸の自然環境の再生・保全

霞ヶ浦の湖岸植生帯は、多様な動植物の生息空間として重要であり、水質浄化機能も期待されることから、この湖岸植生帯の再生・保全を推進するとともに、湖岸住民および関係行政機関と連携して、霞ヶ浦の湖岸の特性と調和した魅力的な湖岸景観についても、保全・形成が図られています。



霞ヶ浦環境科学センター
ECO & SCIENCE スタディイベント

(8) 浄化啓発

霞ヶ浦の水質浄化には流域住民の理解と協力が不可欠です。このため多くの住民や市民団体との連携を密にし、県、市町村、流域住民が一体となって浄化啓発活動に取り組んでいます。

ア 霞ヶ浦水質浄化強調月間

県では流域住民の水質浄化意識の高揚を図るために、水とふれあう機会の多い「海の日」から「霞ヶ浦の日（9月1日）」までを「霞ヶ浦水質浄化強調月間」と定め、関係団体と一体となって各種広報啓発事業を集中的に実施しています。

- ・霞ヶ浦環境科学センター「霞ヶ浦 ECO & SCIENCE スタディイベント」の開催
- ・小中学生を対象とした霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール
- ・「霞ヶ浦の日（9月1日）」キャンペーンなど

イ 霞ヶ浦水辺ふれあい事業

主に流域の住民を対象に、霞ヶ浦の湖畔で植物や生物とのふれあいや、水に親しむ活動などを行い、環境意識の向上を図っています。

ウ 水質浄化運動促進事業

霞ヶ浦には56本の河川等が流入しています。また、その流域には約93万人の住民が生活しているため、上流から下流に至るまでお互いがお互いを意識して水質浄化に取り組んでいくことが必要です。

そのため、流入河川水質一斉調査や河川流域の探検など、住民と行政が一体となった新たな浄化運動の仕組みづくりを進めています。

- ・流入河川水質一斉調査

霞ヶ浦に流入する河川において小中学生や流域住民の参加による水質調査を実施し、流域住民の水質浄化への意識向上を図り、水環境の改善に向けての活動を促しています。

- ・探検隊事業

霞ヶ浦と流入河川の上流から下流の水辺、風土、文化などを流域の子どもたちや流域住民の方々と探検することで、新たな発見や参加者相互のふれあいを通じて、水環境への関心を高めると共に、魅力ある地域づくりにつなげていこうと活動をしています。そのため流域住民、市民団体、行政で構成された5つの探検隊が活動を行っています。



霞ヶ浦水辺ふれあい事業



流入河川水質一斉調査



探検隊事業

エ 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

昭和49年から毎年2回（8月・3月）地域住民の協力により、霞ヶ浦・北浦沿岸や流入河川を中心に流域全体での清掃活動を実施しています。特に、毎年3月第1日曜日を「霞ヶ浦清掃の日」と定め、県内流域21市町村が一斉に実施しています。

年度	8月		3月		計	
	ゴミ収集量 (t)	参加者数 (人)	ゴミ収集量 (t)	参加者数 (人)	ゴミ収集量 (t)	参加者数 (人)
平成20	28.9	18,795	182.0	113,872	210.9	132,667
21	33.1	24,655	119.5	102,467	152.6	127,122
22	29.7	24,538	148.3	104,855	178.0	129,393
23	30.9	24,330	121.8	83,395	152.7	107,725
24	30.9	24,552	139.9	90,207	170.8	114,759
25	26.2	24,758	105.6	83,362	131.8	108,120
26	27.3	32,535	121.9	86,624	149.2	119,159
27	24.9	31,509	117.6	89,305	142.5	120,814
28	23.1	31,349	142.4	88,081	165.5	119,430
29	25.0	32,658	110.2	87,903	135.2	120,561
30	31.9	34,829	106.5	83,695	138.4	118,524
令和元	23.9	29,390	93.4	66,978	117.2	96,368
2	18.8	17,034	28.4	14,802	47.2	31,836
3	28.2	23,689	16.0	16,696	44.2	40,385
4	69.6	68,985	79.4	75,237	149.000	144,222
5	50.8	61,485	106.4	71,626	157.200	133,111

※令和2年3月、令和3年3月の拠点地区清掃活動は新型コロナウイルスの影響により中止

霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦 参加人数・ゴミ収集量

オ その他

・家庭排水浄化推進協議会の活動

流域21市町村に、それぞれ家庭排水浄化推進協議会を設置し、廃食用油対策事業、台所対策事業などを実施し、霞ヶ浦負荷の一因である生活排水対策のための意識啓発を行っています。

・広報紙等の作成

霞ヶ浦の浄化意識の高揚と実践活動の普及啓発、さらに各種浄化対策の推進を図るため、「清らかな水のために」や「私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条」等のパンフレットを作成し、市町村環境イベント等で配布するなど広く活用を図っています。また、令和2年度以降は霞ヶ浦をクイズで紹介する「クイズで学ぼう！霞ヶ浦！」を作成し、霞ヶ浦流域の小学生に配布しています。



霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦開会式
(令和6年3月)



清掃の様子（令和元年8月）



家庭排水浄化推進協議会啓発活動

(9) 霞ヶ浦環境科学センター

霞ヶ浦環境科学センターは、平成7年10月に土浦市及びつくば市で開催された第6回世界湖沼会議で設置が提唱され、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境や大気環境などの保全に取り組むため、「調査研究・技術開発」、「環境学習」、「市民活動との連携・支援」、「情報・交流」の4つの機能を、市民、研究者、企業、行政の4者のパートナーシップのもと、効果的に発揮できる施設を目指し平成17年に開設しました。

このセンターは水質浄化に役立つ調査研究の成果を上げ、また市民活動を活性化し、さらに訪れた県民が霞ヶ浦について学ぶための情報を提供する施設としての役割を期待されています。



霞ヶ浦環境科学センター

霞ヶ浦環境科学センターの4つの機能

1 調査研究・技術開発

県内の湖沼・河川の水環境や大気環境などの保全のための調査研究・技術開発を行っています。

- ・霞ヶ浦等の県内湖沼や河川の水質変動要因、汚濁負荷削減などに関する調査研究・技術開発
- ・大気中の有害物質に関する調査研究・実態把握調査
- ・航空機騒音、地下水、土壌などの調査



調査研究・技術開発

2 環境学習

「学び」「考え」「行動」できる体験型学習の機会や場所を提供しています。

- ・環境学習のための施設

展 示 室：霞ヶ浦に関して歴史・地理・文化・生物・水質など様々な視点で学ぶ

研 修 室：観察や実験、実習など

屋外広場：「いきもののにわ」での生き物や生態系の観察

- ・環境学習の内容

- (1) 講師による指導
- (2) 小中高校クラス単位の学習
- (3) 体験型環境学習イベント



環境学習

3 市民活動との連携・支援

活動の場を提供するとともに、専門家、各機関とのネットワークを構築し支援を行っています。

- ・環境保全に取り組む市民が交流するための場の提供
- ・環境学習の補助や環境保全イベントのスタッフなど、センター事業に参画するパートナー（ボランティア）活動
- ・環境保全活動や環境学習等の市民活動に必要な機材の無料貸出
- ・環境保全活動を行う市民団体への助成



貸出機材を利用した水辺保全活動

4 情報・交流

霞ヶ浦等に関する様々な情報を収集し、発信しています。

- ・センターホームページやSNSによる情報発信
- ・文献資料室における図書の閲覧、貸出
- ・市民、研究者、企業、行政による交流会やシンポジウムの開催



パートナー活動

センター概要

所在地：茨城県土浦市沖宿町 1853 番地
敷地面積：約 33,000 m² 建築面積：約 3,800 m²
延床面積：約 5,000 m² 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

開館時間

午前 9 時～午後 5 時
(展示室・展示交流広場は午前 10 時～午後 4 時 30 分まで)
(文献資料室・交流サロンは午前 9 時～午後 5 時まで)

休館日

毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）
年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 1 日）

お問い合わせ

〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町 1853 番地
TEL：029-828-0960（代）
FAX：029-828-0967
E-mail：kasumigaura@pref.ibaraki.lg.jp
HP：https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm
ブログ：https://ikesc.exblog.jp
Facebook：https://www.facebook.com/kasumigauraesc/
X：https://twitter.com/kasumigaura12
Instagram：https://www.instagram.com/kasumigauraesc.official/



文献資料室

(10) 世界湖沼会議

ア 第6回世界湖沼会議 霞ヶ浦'95

平成7年10月に開催されたこの会議では、世界の湖沼の現状や課題が明らかにされるとともに、湖沼環境の保全に関わりを持つ人々が連携することの重要性や国際協力の必要性が認識され、最終日には、21世紀に向けた行動指針となる「霞ヶ浦宣言」が世界に向けてアピールされました。

- ・会 期 平成7年10月23日(月)～27日(金)の5日間
- ・会 場 土浦市、つくば市
- ・テーマ 「人と湖沼の調和」
ー 持続可能な湖沼と貯水池の利用をめざして ー
- ・参加者 海外75カ国、1地域、4国際機関(日本を含まない)
8,203名(うち外国人は421名)延べ約12,000名

イ 第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)

茨城県で23年ぶり2回目となる「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)」が開催され、水質保全のみならず、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するため、どのようなことに取り組むべきかについて、活発な議論が行われました。

最終日には、「生態系サービスを衡平に享受すること」と「生態系サービスを次世代に引き継ぐこと」の2つを柱とした「いばらき霞ヶ浦宣言2018」が、世界に向けて発信されました。

また、会議を契機として、茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県及び島根県の5つの県が湖沼の水質や生態系を含む水環境保全に向けて連携強化することを宣言しました。

- ・会 期 平成30年10月15日(月)～19日(金)の5日間
※サテライト会場環境関連行事 平成30年5月4日(金)～10月13日(土)
学生会議 平成30年10月14日(日)
- ・会 場 つくば国際会議場ほか
- ・テーマ 人と湖沼の共生ー 持続可能な生態系サービスを目指して ー
- ・参加者 延べ 約5,500名
※サテライト会場環境関連行事 約43,000名
学生会議 約1,300名

ウ 県民参加

世界湖沼会議には日頃から霞ヶ浦等の環境保全に関する研究や活動を行っている県民の方々が参加し、論文発表やポスター発表が行われ、国内外の研究者やN G Oの皆さんと積極的な情報交換、意見交換が行われる場となりました。

【第17回世界湖沼会議の様子】



政策フォーラム



湖沼水環境保全に関する自治体5県連携



学生会議



サテライト会場環境関連行事



エクスカーション

参 考

● 環境基準 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
基準値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと。	0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

項 目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	1mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	10 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	1mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5、又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100 mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100 mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100 mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
 4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 5 大腸菌数に用いる単位は CFU/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100 mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100 mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

- 備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
 4 大腸菌数に用いる単位は CFU/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

● 一律排水基準と上乘せ排水基準
水質汚濁防止法に基づく排水基準と霞ヶ浦流域における上乘せ排水基準

（し尿処理施設、下水道終末処理施設は別途）

有害物質	水質項目	水質汚濁防止法		水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	
		一律排水基準（環境省令）		霞ヶ浦流域における上乘せ排水基準	
		1日の平均的な排出水の量		1日の平均的な排出水の量	
		—		20 m³ 未満	20 m³ 以上
	カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/L			0.01 mg/L
	シアン化合物	1 mgCN/L			検出されないこと
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン、及び EPN に限る）	1 mg/L			検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1 mgPb/L			
	六価クロム化合物	0.2 mgCr(VI)/L			0.05 mg Cr(VI)/L
	砒素及びその化合物	0.1 mgAs/L			0.05 mg As/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mgHg/L			0.0005 mg Hg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L			検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L			
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L			
	ジクロロメタン	0.2 mg/L			
	四塩化炭素	0.02 mg/L		※空欄については、 左の水質汚濁防止法 一律排水基準（環境省令） が適用となる。	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L			
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L			
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L			
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L			
	チウラム	0.06 mg/L			
	シマジン	0.03 mg/L			
	チオベンカルブ	0.2 mg/L			
	ベンゼン	0.1 mg/L			
	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L			
	ほう素及びその化合物	10 mg B/L（但し海域は 230 mg B/L）			
	ふっ素及びその化合物	8 mg F/L（但し海域は 15 mg F/L）			0.8 mg F/L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L （アンモニア性窒素×0.4と亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）			
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L			

生活環境項目		1 日の平均的な排出水の量		1 日の平均的な排出水の量	
		50 m ³ 以上		20 m ³ 未満	20 m ³ 以上
	水素イオン濃度	5.8 ～ 8.6 (但し海域は 5.0 ～ 9.0)		－	5.8 ～ 8.6
	生物化学的酸素要求量（BOD 河川に限る）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）		25（20）mg/L	15（10）mg/L
	化学的酸素要求量（COD 湖沼に限る）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）		25（20）mg/L	15（10）mg/L
	浮遊物質質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）		40（30）mg/L	20（15）mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5 mg/L		－	3 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30 mg/L		－	5 mg/L
	フェノール類含有量	5 mg/L		－	0.1 mg/L
	銅含有量	3 mg/L		－	1 mg/L
	亜鉛含有量	2 mg/L		－	1 mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L		－	1 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L		－	1 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L		－	0.1 mg/L
	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL		－	－
	窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）		（茨城県霞ヶ浦水質保全条例で 定めている以下の表のとおり）	
	燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）			

●茨城県霞ヶ浦水質保全条例による窒素・りんの上乗せ排水基準

区 分		1 日の平均的な排出水の量	窒 素	り ん
製 造 業	食料品製造業	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	20 mg/L	2 mg/L
		50 m ³ 以上 500 m ³ 未満	15 mg/L	1.5 mg/L
		500 m ³ 以上	10 mg/L	1 mg/L
	金属製品製造業	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	20 mg/L	2 mg/L
		50 m ³ 以上 500 m ³ 未満	15 mg/L	1 mg/L
		500 m ³ 以上	10 mg/L	0.5 mg/L
	上記以外の製造業	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	12 mg/L	1 mg/L
		50 m ³ 以上 500 m ³ 未満	10 mg/L	0.5 mg/L
		500 m ³ 以上	8 mg/L	0.5 mg/L
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	25 mg/L	3 mg/L
		50 m ³ 以上 500 m ³ 未満	15 mg/L	2 mg/L
		500 m ³ 以上	10 mg/L	1 mg/L
	下水道終末処理施設	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満	20 mg/L	1 mg/L
		100,000 m ³ 以上	15 mg/L	0.5 mg/L
	し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上	10 mg/L	1 mg/L
	し尿浄化槽	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上	15 mg/L	2 mg/L
	上記以外の事業場	20 m ³ 未満	45 mg/L	6 mg/L
		20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	20 mg/L	3 mg/L
		50 m ³ 以上 500 m ³ 未満	15 mg/L	2 mg/L
		500 m ³ 以上	10 mg/L	1 mg/L

(注) この表の数値は、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽については日間平均値を示し、その他は最大値を示す。

●茨城県霞ヶ浦水質保全条例について

平成 19 年 3 月、工場・事業場排水の窒素・りん規制が主な内容であった「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」は、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正されました（平成 19 年 10 月 1 日施行）。

さらに、平成 31 年 3 月には条例の一部が改正され、今まで排水量が少ないことなどにより命令や罰則の対象でなかった工場・事業場（霞ヶ浦一般事業場等）に対する排水規制が強化されました。（令和 3 年 4 月 1 日施行）。

この条例は、これまでの窒素・りん規制に加え、工場・事業場に対する排水規制や、生活、農業、畜産業及び養殖業における負荷削減対策などを規定し、流域の全ての人々が生活と生産のあらゆる面で水質保全に取り組むことを目指しています。

【茨城県霞ヶ浦水質保全条例の概要】

名 称	茨城県霞ヶ浦水質保全条例
目 的	霞ヶ浦流域において生活し、又は事業活動を行う全ての者による適正な排水処理を促進することにより、霞ヶ浦の水環境の保全を図ることを目的とする。
工場・事業場の排水規制	全ての工場・事業場に適用 ※ BOD 等については、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で規定
生活排水対策	・単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を義務付け ・合併処理浄化槽は高度処理型とすることを義務付け ・台所排水の適正処理のために取るべき措置、ディスポーザー設置時の遵守すべき事項（前処理装置の設置等）を規則で規定
農業 畜産業 魚類養殖業	各事業者が取るべき対策を規定 （農業） ・標準的な施肥の量を示す基準等を考慮した適切な施肥の実施 （畜産業） ・家畜排せつ物の適正処理義務、農地への未処理投入の禁止を規定 ・家畜排せつ物の発生量及び処理方法の記録 （養殖業） ・養殖施設の規模に応じた適切な数量の放養等による養殖の管理を適正にすることを義務付け
その他	・全ての工場・事業場に対し罰則を規定 ・霞ヶ浦一般事業場、農業・畜産業等に対し、指導、助言、勧告に加え、勧告に従わない場合、その旨公表できることを規定

【霞ヶ浦一般事業場が遵守すべき排水の水質に関する基準】

項目	基準	
	日間平均	最大
生物化学的酸素要求量（BOD）	20 mg/L	25 mg/L
化学的酸素要求量（COD）	20 mg/L	25 mg/L
浮遊物質量（SS）	30 mg/L	40 mg/L
全窒素（T-N）	—	45 mg/L
全りん（T-P）	—	6 mg/L

●茨城県生活環境の保全等に関する条例（水質関係）について

この条例は、排水特定施設（※）に係る排水基準等を定めています。
※排水特定施設とは工場・事業場に設置される水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設以外の施設のうち、汚水を排出するものとして県独自に規制対象とした施設です。

●霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）の概要

【第8期計画の方針】

西浦（常陸利根川を含む）と北浦とは、生活排水の処理状況や地域の産業などが異なることから、両水域ごとに施策の目標を設定し各種対策を実施します。

【第8期計画の水質目標】

（単位：mg/L）

項目	水域	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
COD （平均値）	霞ヶ浦（西浦）	6.7	6.4
	北浦	8.7	8.2
	常陸利根川	7.1	6.8
	全水域の平均	7.3	6.9
全窒素 （平均値）	霞ヶ浦（西浦）	0.82	0.77
	北浦	1.3	1.2
	常陸利根川	0.80	0.76
	全水域の平均	0.94	0.88
全りん （平均値）	霞ヶ浦（西浦）	0.092	0.087
	北浦	0.13	0.12
	常陸利根川	0.097	0.093
	全水域の平均	0.10	0.095

【長期ビジョン】「泳げる霞ヶ浦」「遊べる河川」

「泳げる霞ヶ浦」（霞ヶ浦の湖水浴場がにぎわっていた昭和40年代前半の状況）及び「遊べる河川」を、第9期計画以降、できる限り早期に実現できるよう、水質浄化対策に取り組めます。

【第8期計画における主な対策】

1 生活排水対策

- ・下水道の整備・接続推進や、高度処理型浄化槽の設置促進等

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
下水道接続率（％）	91.3	→	92.7（+1.4）	75.6	→	77.7（+2.1）
農業集落排水施設接続率（％）	84.6	→	89.0（+4.4）	73.6	→	79.0（+5.4）
高度処理型浄化槽（千人）	56.4	→	77.8（+21.4）	16.3	→	22.1（+5.8）
生活排水処理率（％）	83.5	→	88.3（+4.8）	60.5	→	66.5（+6.0）

2 工場・事業場排水対策

- ・霞ヶ浦水質保全条例に基づく指導や水質保全相談指導員による指導等

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
立入検査数（件／年）	751	→	1,000（+249）	224	→	400（+176）
うち霞ヶ浦一般事業場等（件／年）	561	→	800（+239）	172	→	300（+128）

3 畜産対策

- ・家畜排せつ物の適正な管理と利用及び堆肥の広域流通促進

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
堆肥等の流域外利用率（t／年）	52,800	→	55,900（+3,100）	40,600	→	42,900（+2,300）

4 農地対策

- 化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減した環境にやさしい農業の推進や土壌診断に基づく適正施肥の指導、農業排水の流出負荷軽減等

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
特別栽培農産物承認面積（ha）	1,211	→	1,500	(+289)	339	→ 550 (+211)

5 漁業対策

- 未利用魚の駆除・回収作業、環境に配慮した養殖の実施等

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
未利用魚回収量（t/年）	328.5	→	280	(-48.5)	37.0	→ 40.0 (+3.0)

6 湖内対策

- これまで設置したウエットランドの管理、水生植物帯の造成等、浚渫及び覆砂試験の実施等（北浦）

	霞ヶ浦（西浦）			北浦		
水生植物帯の造成（m ² ）	—			39,590	→	46,618 (+7,028)
流入負荷抑制施設の整備（箇所）	—			2	→	3 (+1)
那珂導水路（km）	14.2	→	31.5	(+17.3)	—	

7 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚

- 湖上体験スクール、環境学習の指導者養成講座の実施等

湖上体験スクール参加者数（人/5年）	22,400
環境学習の指導者養成人数（人/5年）	200

8 霞ヶ浦及び流入河川の水質状況の把握

- 関係機関による水質測定等

9 霞ヶ浦環境科学センターと関係機関との連携による調査研究の推進

- 植物プランクトンの増殖要因解明、湖内水質の動態解析等（湖内）
- 農地からの汚濁負荷削減手法及び生態系サービスに関する研究等（流域）

10 関係者の連携・協力による計画推進体制の整備

- 住民・事業者・研究者・行政の4者が幅広く連携・協力できる体制の整備等

11 アオコの発生要因の究明及び対策

- 国、県及び関係市が連携した監視パトロールの実施、及び発生抑制や回収等

12 霞ヶ浦等の水環境の放射性物質モニタリング

- 国が福島第一原子力発電所の事故による水環境の放射性物質の影響を把握するため、定期的なモニタリングを実施

【流出水対策推進計画】

農地や市街地等からの流出水による汚濁負荷の対策が必要な区域を「流出水対策地区」として指定し、土壌診断による適正な施肥指導等の農地対策や、道路清掃等の市街地対策を推進

〈流出水対策地区〉・山王川流域（石岡市）

・鉾田川流域（鉾田市）

●森林湖沼環境税について

茨城県では県北地域や筑波山周辺の森林、平地林・里山林などの身近な緑、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな自然環境を守るために、森林湖沼環境税を導入しています。

この財源を有効に活用しながら、森林の保全整備や、湖沼などの水質保全のための施策などを重点的に行っています。

<森林湖沼環境税の概要>

	個人	法人
課税方式	県民税の均等割への超過課税（上乘せ）方式	
納税義務者	個人県民税均等割の納税義務者と同じ	法人県民税の均等割の納税義務者と同じ
税額（年額）	1,000 円	法人県民税均等割額（現行：資本金等に応じ年2～80万円の5段階）の10%
課税期間	19 年間 （1期：平成20～24年度、2期：25～29年度、3期：30～令和3年度、4期：4～8年度（5年間延長））	
税収見込	概ね年 17.7 億円	

<税収の使いみち>（湖沼・河川の水質保全対策）

霞ヶ浦をはじめとする湖沼流域の住民、事業者、農業者等が例外無く汚濁負荷の削減に取り組み、引き続き水質保全の推進を図るとともに、市民活動への支援や子供たちへの環境教育の推進などにより、水環境保全への県民意識の醸成を図ります。

1 生活排水等対策

（1）生活排水対策の推進

- ・高度処理型浄化槽の設置促進
- ・単独処理浄化槽からの転換の促進
- ・下水道、農業集落排水施設への接続促進

（2）工場・事業場からの排水対策の推進

- ・霞ヶ浦一般事業場等への指導強化

2 畜産対策

良質堆肥等を生産するための家畜排せつ物処理施設等の整備への補助等

- ・良質堆肥の広域流通、施設整備や機械導入

3 県民意識の醸成

湖に親しむ機会の提供等による水環境意識の醸成

- ・市民団体に対する活動費の補助等
- ・霞ヶ浦湖上体験スクールの実施
- ・ヨシ帯の保全活動支援

4 水辺環境の保全

アオコの被害を防止するための対策実施等

- ・水質浄化に向けた調査研究
- ・アオコ監視パトロールの実施
- ・未利用魚の回収 等



令和6年度霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール結果

小学校低学年部門



茨城県知事賞

行方市立麻生小学校
3年 石橋 心椋



霞ヶ浦問題協議会長賞

石岡市立南小学校
2年 阿部 未旺



公益社団法人茨城県水質保全協会理事長賞

つくば市立島名小学校
2年 細沼 遥太



優 秀 賞

土浦市立土浦第二小学校	3年	森 悠仁
牛久市立ひたち野うしく小学校	2年	山田 詩遥
つくば市立二の宮小学校	2年	関澤 あいり
かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	2年	吉本 実花
行方市立麻生東小学校	1年	矢幡 遥音



優 良 賞

石岡市立南小学校	3年	坂本 悠空
かすみがうら市立千代田義務教育学校	1年	酒井 亮太
かすみがうら市立千代田義務教育学校	1年	廣瀬 奏太郎
青葉台初等学部	1年	佐々木 健誠
かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	3年	出沼 来睦
行方市立麻生東小学校	2年	大崎 佳奈
行方市立麻生東小学校	2年	矢幡 優莉
行方市立麻生東小学校	3年	田中 湊人
行方市立麻生東小学校	3年	宮内 翔太
阿見町立本郷小学校	3年	山田 采加

小学校高学年部門



茨城県知事賞

鉾田市立鉾田南小学校
5年 額賀 義史



霞ヶ浦問題協議会長賞

行方市立麻生小学校
5年 箕輪 そら



公益社団法人茨城県水質保全協会理事長賞

阿見町立舟島小学校
5年 橋本 愛梨



優 秀 賞

土浦市立荒川沖小学校	5年	長谷川 凜音
行方市立麻生小学校	5年	小野澤 琉斗
行方市立麻生小学校	6年	深澤 彩奈
阿見町立阿見小学校	5年	國上 咲枝里
阿見町立阿見小学校	6年	齊藤 三那穂



優 良 賞

土浦市立都和小学校	5年	久米 栞奈
石岡市立南小学校	5年	羽鳥 楓真
つくば市立沼崎小学校	4年	勝村 祥子
つくば市立二の宮小学校	4年	関澤 ひかり
潮来市立牛堀小学校	4年	平山 董理
行方市立麻生東小学校	5年	竹澤 結菜
行方市立麻生東小学校	6年	内田 優奈
つくばみらい市立陽光台小学校	4年	竹山 京瑚
阿見町立阿見小学校	6年	川口 新菜
阿見町立本郷小学校	6年	山田 依千加

中学生部門



茨城県知事賞

守谷市立御所ヶ丘中学校
3年 藤塚 瑠莉奈



霞ヶ浦問題協議会長賞

つくば市立谷田部東中学校
3年 近藤 有矢



公益社団法人茨城県水質保全協会理事長賞

守谷市立御所ヶ丘中学校
1年 田崎 裕紀



優 秀 賞

茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	3年	川村 怜愛
守谷市立御所ヶ丘中学校	1年	青木 優奈
守谷市立御所ヶ丘中学校	1年	定野 千和
阿見町立朝日中学校	1年	大竹 由馬
阿見町立朝日中学校	1年	樋口 彩



優 良 賞

土浦日本大学中等教育学校	2年	櫻井 涼花
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	3年	稲田 綾乃
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	3年	中島 流風
守谷市立御所ヶ丘中学校	1年	小菅 彰悟
守谷市立御所ヶ丘中学校	2年	石塚 彩
守谷市立御所ヶ丘中学校	2年	鶴田 彩菜
守谷市立御所ヶ丘中学校	3年	山本 花
筑西市立下館西中学校	3年	飯村 晴香
かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	1年	山口 陽菜乃
かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	2年	圓城寺 美緒

●霞ヶ浦関係年表

西 暦	年 月	事 項
7 1 3	和銅 6年	「常陸国風土記」を撰上、霞ヶ浦を「流海（ながれうみ）」と表す
1 5 9 4	文禄 3年	利根川の瀬替え東遷工事はじまる
1 8 6 6	慶応 2年	中館広之助、鰐川～鹿島灘への放水路居切堀（掘割川）に着手（～ 1871 年）
1 8 8 0	明治 1 3年	折本良平（出島村）、帆曳網漁獲法の完成
1 8 8 8	明治 2 1年	土浦から銚子・東京方面まで定期船運航
1 8 9 6	明治 2 9年	「旧河川法」公布、土浦町の大洪水
1 9 0 0	明治 3 3年	利根川、霞ヶ浦下流部一帯の改修工事
1 9 0 7	明治 4 0年 8月	洪水・霞ヶ浦氾濫
1 9 1 0	明治 4 3年 8月	利根川の大洪水
1 9 1 4	大正 3年	横利根閘門の建設着手（～ 大正 10 年）
1 9 2 2	大正 1 1年	阿見原に「霞ヶ浦海軍航空隊」、霞ヶ浦湖畔に「霞ヶ浦海軍航空隊水上班」開設
1 9 2 8	昭和 3年	鰐川干拓はじまる（～ 昭和 16 年）
1 9 2 9	昭和 4年	甘田入干拓はじまる（～ 昭和 23 年）
1 9 3 1	昭和 6年	“ツェッペリン伯号”霞ヶ浦に到着
1 9 3 2	昭和 7年	“リンドバーク”霞ヶ浦へ訪問飛行、鬼怒川、小貝川の氾濫
1 9 3 5	昭和 1 0年	野田奈川干拓はじまる（～昭和 27 年）
1 9 3 8	昭和 1 3年	利根川大洪水、霞ヶ浦水位 Y. P. +2.45 m
		新利根川下流部湛水排除期成同盟結成
	7月	霞ヶ浦大洪水発生、Y. P. + 3.34 m：600 mm（7日間）順流
1 9 3 9	昭和 1 4年	霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部を開設
1 9 4 1	昭和 1 6年 6、7月	利根川の大洪水、Y. P. + 2.90 m：315 mm（4日間）逆流、農地開発法公布
1 9 4 6	昭和 2 1年	農地改革、出島 10 カ村、田伏、高須などに県営開拓事務所設置
1 9 4 7	昭和 2 2年	霞ヶ浦治水対策委員会設立、余郷入干拓はじまる（～昭和 41 年）、カスリーン台風で利根川大洪水
1 9 4 8	昭和 2 3年	北利根川（現 常陸利根川）河道しゅんせつ着手
1 9 4 9	昭和 2 4年	第 1 回利根川下流委員会開催
		「霞ヶ浦治水基本方針」（1）霞ヶ浦の最高水位を Y. P. + 2.85 mに達せしめない （2）霞ヶ浦の Y. P. + 2.00 m以上の洪水水位を 7 日以上持続させない
		「水防法」制定、「土地改良法」公布
1 9 5 1	昭和 2 6年	水郷筑波県立公園指定
1 9 5 7	昭和 3 2年 4月	「国土総合開発法」に基づく利根特定地域総合開発計画が閣議決定され霞ヶ浦総合利水調査開始
		霞ヶ浦水道事業着工
1 9 5 8	昭和 3 3年	塩害発生、「水質保全法」「工場排水規制法」の水質二法公布、常陸川水門設置同盟設立
1 9 5 9	昭和 3 4年 2月	水郷筑波国定公園指定、常陸川水門着工
		建設省直轄調査として、①基本設計、②影響調査、③利水計画調査実施
		延方干拓はじまる（～昭和 41 年）
1 9 6 0	昭和 3 5年	西の洲干拓はじまる（～昭和 41 年）
1 9 6 1	昭和 3 6年	霞ヶ浦水道の給水開始、「水資源開発促進法」「水資源開発公団法」の水二法公布
1 9 6 2	昭和 3 7年 4月	水資源開発公団設立、利根川水系が「水資源開発促進法」に基づく水資源開発水系に指定
	8月	「利根川水系水資源開発基本計画書」（第 1 次フルプラン）が閣議決定
1 9 6 3	昭和 3 8年 4月	「鹿島港」が国の重要港湾に指定
	5月	常陸川水門が完成
	1 1月	鹿島港着工
1 9 6 4	昭和 3 9年 7月	「新河川法」公布
		霞ヶ浦水道一次拡張
		網いけす養殖業の導入
1 9 6 5	昭和 4 0年 3月	霞ヶ浦が一級河川に指定
1 9 6 6	昭和 4 1年 1 2月	「茨城県公害防止条例」公布（昭和 42 年 7 月施行）
		土浦市公共下水道着工
1 9 6 7	昭和 4 2年 6月	霞ヶ浦が県から国管理へ
		建設省霞ヶ浦工事事務所発足
	8月	「公害対策基本法」公布
1 9 6 8	昭和 4 3年	霞ヶ浦開発実施計画調査はじまる
		県公害技術センター設置
1 9 6 9	昭和 4 4年	鹿島港開港、鹿島臨海工業地帯工業用水道給水開始、水郷筑波国定公園指定
1 9 7 0	昭和 4 5年 7月	「利根川水系水資源開発基本計画」に霞ヶ浦開発事業が追加（第 2 次フルプラン）
	1 2月	「水質汚濁防止法」公布（昭和 46 年 6 月施行）
		霞ヶ浦導水事業が予備調査開始
1 9 7 1	昭和 4 6年 3月	「霞ヶ浦開発事業実施方針」（当初）指示、「霞ヶ浦開発事業実施計画」（当初）認可
		水資源開発公団が建設省から霞ヶ浦開発事業を継承
	5月	利根川河口堰完成
	7月	常陸利根川でシジミの大量死
		霞ヶ浦水質保全対策専門委員会設置
1 9 7 2	昭和 4 7年 1月	霞ヶ浦総合対策推進本部（本部長 知事）設置、土浦の自然を守る会結成
	1 1月	霞ヶ浦が「公害対策基本法」による水質基準湖沼 A 類型に指定
1 9 7 3	昭和 4 8年 7月	霞ヶ浦の養殖ゴイの大量へい死、アオコ発生により水質悪化

西 暦	年 月	事 項
1973	昭和48年 9月	「霞ヶ浦問題研究会」発足
	10月	「水源地域対策特別措置法」公布
	12月	霞ヶ浦流域水質汚濁防止施設資金融資制度設立
1974	昭和49年	常陸川水門閉鎖、レンコン作付け開始
	3月	第1回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦実施 ※以降毎年春期と夏期に開催
	7月	霞ヶ浦総合開発事業の指定ダムへの指定
1975	昭和50年 6月	「水源地域対策特別措置法」の規定に基づく指定湖沼水位調節施設に係る水源地域（霞ヶ浦湖岸23市町村）に指定
	10月	霞ヶ浦浄化に合成洗剤を粉せっけんに切り替える運動はじまる
		建設省が霞ヶ浦の底泥しゅんせつ開始
1976	昭和51年 3月	「霞ヶ浦水源地域整備計画」決定・公布
	4月	利根川水系及び荒川水系における「水資源開発基本計画」閣議決定（第3次フルプラン）
		流況調整河川「霞ヶ浦導水事業」実施計画調査開始
	6月	霞ヶ浦浄化で県が「霞ヶ浦水質監視班」設置
1978	昭和53年	COD が初めて 10 mg/L 台になる
		水質監視員制度が霞ヶ浦問題研究会に移行
		「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」（第1回変更）指示及び「事業実施計画」（第1回変更）認可
1979	昭和54年	COD が過去最高の 10.6 mg/L を記録
	1月	霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設の一部完成・操業開始
	4月	霞ヶ浦用水事業開始
	5月	霞ヶ浦問題研究会が「霞ヶ浦問題協議会」に名称変更
1980	昭和55年 6月	県機構改革により環境局に「霞ヶ浦対策課」設置
		「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」（第2回変更）指示及び「事業実施計画」（第2回変更）認可
1981	昭和56年 5月	県企業局ほか9団体と「利水者負担」協議成立
	8月	「霞ヶ浦水質浄化強調月間」はじまる
	10月	整備事業と新たな水質浄化対策事業の財源のため「霞ヶ浦対策基金」設置
	12月	「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」公布（昭和57年9月施行）
1982	昭和57年 6月	「霞ヶ浦浄化対策推進本部」（本部長 知事）設置
		「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」決定・告示（9月1日：霞ヶ浦の日）
1983	昭和58年	第1回「霞ヶ浦の日」街頭キャンペーン実施（9月1日）※以降毎年開催
		霞ヶ浦水郷流域下水道着工
1984	昭和59年 7月	「湖沼水質保全特別措置法」公布（昭和60年3月施行）
		霞ヶ浦導水事業着工
	12月	「霞ヶ浦水源地域整備計画」変更
1985	昭和60年12月	「湖沼水質保全特別措置法」の規定に基づき指定湖沼及び指定地域として指定
1987	昭和62年 3月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第1期）策定
		霞ヶ浦大橋開通
	7月	第1回霞ヶ浦横断遠泳大会開催 ※以降平成23年度まで毎年開催
1988	昭和63年 2月	「利根川及び荒川水系水資源開発基本計画」全面改定（第4次フルプラン）
1989	平成 元年 2月	霞ヶ浦利根川連絡水路新設工事完成
1990	平成 2年 4月	各地方総合事務所に「環境保全課」（県南には霞ヶ浦グループ）設置
1991	平成 3年 6月	「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」（第3回変更）指示
1992	平成 4年 3月	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」（第2期）策定
		霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第2期）策定
		「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」（第3回変更）許可
		霞ヶ浦水質浄化推進振興財団設立
		建設省が底泥の大規模しゅんせつ開始
	10月	「霞ヶ浦ふれあいランド」完成、「茨城県霞ヶ浦環境情報サービスセンター」設立
1993	平成 5年 3月	第6回世界湖沼会議の茨城県開催決定
	8月	霞ヶ浦水質浄化県民大会開催
	11月	「環境基本法」公布
1994	平成 6年 7月	「霞ヶ浦導水事業建設促進協議会」設立
	8月	第6回世界湖沼会議プレ会議開催（土浦市）
1995	平成 7年 7月	霞ヶ浦を考える県民集会（第6回世界湖沼会議100日前）開催
	10月	第6回世界湖沼会議開催（土浦市、つくば市）
		霞ヶ浦環境フェア開催
	11月	「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」（第4回変更）指示
		生活排水ベストプラン策定
1996	平成 8年 3月	「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」（第4回変更）許可
		霞ヶ浦開発事業完了
	4月	霞ヶ浦開発総合管理を開始 水資源開発公団霞ヶ浦開発総合管理所発足
	6月	「茨城県環境基本条例」公布・施行
		「社団法人霞ヶ浦市民協会」の公益法人認可
	11月	いばらき湖沼環境フェア'96開催（茨城町、大洗町、旭村）
1997	平成 9年 3月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第3期）策定

西 暦	年 月	事 項
1997	平成 9 年 10 月	第7回世界湖沼会議－ラカール'97 開催（アルゼンチン・ラカール湖畔） 研究者等の支援を目的に第1回いばらき霞ヶ浦賞を創設し知事が授与
	11 月	大好きいばらき湖沼環境フェア'97 開催（龍ヶ崎市、茎崎町） 科学技術庁地域結集型共同研究事業として霞ヶ浦水質浄化プロジェクト事業開始（12 月～平成 14 年 11 月）
1998	平成 10 年 5 月	霞ヶ浦環境センター（仮称）の設置場所が土浦市と霞ヶ浦町にまたがる沖宿・戸崎地区に選定
	6 月	「霞ヶ浦環境創造事業推進計画」策定
1999	11 月	いばらき湖沼環境会議開催（小川町）
	平成 11 年 5 月	第8回世界湖沼会議－レイク'99 開催（デンマーク・コペンハーゲン） 第2回いばらき霞ヶ浦賞授与
2000	11 月	いばらき湖沼環境フェスティバル開催（麻生町） ※ 以降平成 16 年まで毎年開催
	11 月	こども環境会議開催（霞ヶ浦町）
	平成 12 年 4 月	「建築基準法」改正（下水道等への接続、合併処理浄化槽の設置促進）（平成 13 年 4 月施行）
2001	7 月	いばらき湖沼環境フェスティバル開催（美浦村）
	12 月	「新環境基本計画」策定が閣議決定
	12 月	「茨城県長期総合計画」改訂
2002	平成 13 年 1 月	明日のいばらき湖沼環境フォーラム 21 開催（土浦市）
	4 月	霞ヶ浦「百万人の湖」推進事業開始
	7 月	「浄化槽法」改正（浄化槽の定義が変更）（平成 13 年 4 月施行）
2003	7 月	いばらき湖沼環境フェスティバル開催（鉾田市）
	10 月	県民参加による霞ヶ浦流入河川水質一斉調査開始 ※ 以降毎年 10 月に実施
	11 月	第9回世界湖沼会議開催（滋賀県）
2004	平成 14 年 2 月	明日のいばらき湖沼環境フォーラム 21 開催（大和村）
	3 月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第4期）策定
	9 月	巴川流域のネットワーク「巴川探検隊連絡会議」設立
2005	9 月	産学官連携による霞ヶ浦水質浄化プロジェクト「霞ヶ浦バイオマスリサイクル開発事業」の共同研究開始
	10 月	霞ヶ浦導水事業の事業計画が変更され、本県の要望どおり確保水量が削減される
	11 月	「湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」改定
2006	12 月	地域結集共同研究事業終了
	1 月	第1回霞ヶ浦意見交換会開催（土浦市）
	2 月	自然再生推進法施行
2007	2 月	第2回霞ヶ浦意見交換会開催（土浦市）
	3 月	第3回霞ヶ浦意見交換会開催（桜川村 テーマ：水位）
	4 月	霞ヶ浦百万人の湖推進事業「桜川探検隊連絡会議」発足
2008	4 月	茨城県環境基本計画改定
	5 月	生活排水ベストプラン改定
	5 月	高度処理型浄化槽（霞ヶ浦方式）の設置補助制度を国に先駆けて創設し、その普及促進を図る
2009	5 月	第4回霞ヶ浦意見交換会開催（潮来市 テーマ：生態系）
	6 月	北浦水質レスキュー隊連絡会議設立
	6 月	霞ヶ浦水質浄化プロジェクト「環境技術開発等推進事業」開始
2010	7 月	第10回世界湖沼会議開催（アメリカ合衆国シカゴ市）
	7 月	第5回霞ヶ浦意見交換会開催（霞ヶ浦町 テーマ：水質）
	7 月	第45回自然公園大会開催（玉造町・霞ヶ浦町）
2011	9 月	第6回霞ヶ浦意見交換会開催（東町 テーマ：産業・観光）
	10 月	霞ヶ浦環境センター（仮称）建物本体工事着工
	10 月	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が施行
2012	10 月	霞ヶ浦問題協議会設立 30 周年記念大会開催（玉里村）
	11 月	霞ヶ浦百万人の湖推進事業「恋瀬川探検隊連絡会議」発足
	11 月	霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会設置
2013	11 月	コイヘルペスウイルス病による養殖ゴイの大量へい死
	11 月	第7回霞ヶ浦意見交換会開催（麻生町 テーマ：環境教育・住民参加）
	12 月	養殖ゴイの移動禁止命令発令
2014	12 月	養殖ゴイの焼却・埋却命令発令
	平成 16 年 2 月	明日のいばらき湖沼環境フォーラム開催（北浦町）
	3 月	第8回霞ヶ浦意見交換会開催（土浦市 テーマ：これまで7回の総括）
2015	6 月	北浦水質レスキュー隊が北浦水質レスキュー行動計画を策定
	6 月	身近な水環境の全国一斉調査（全国水環境マップ実行委員会） ※ 以降毎年実施
	10 月	第9回霞ヶ浦意見交換会開催（土浦市 テーマ：霞ヶ浦における水質改善に向けて）
2016	10 月	第1回（仮称）霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会開催（土浦市） ※ 以降年4～5回開催
	2 月	明日のいばらき湖沼環境フォーラム開催（鹿嶋市）
	3 月	ツェッペリン N T 号 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地飛行場（土浦市）に飛来
2017	3 月	霞ヶ浦百万人の湖推進事業「小野川探検隊連絡会議」発足
	3 月	霞ヶ浦環境科学センターシンボルマーク・キャラクター「ぴゅあちゃん」の公表
	3 月	霞ヶ浦環境科学センター調査研究計画策定
2018	3 月	第10回霞ヶ浦意見交換会開催（霞ヶ浦町 テーマ：霞ヶ浦の水辺環境）

西 暦	年 月	事 項
2005	平成17年	4月 茨城県霞ヶ浦環境科学センター開設
		6月 天皇、皇后両陛下が霞ヶ浦環境科学センター御視察
		7月 霞ヶ浦環境科学センター夏まつり開催 ※平成30年度まで開催
		9月 第11回霞ヶ浦意見交換会開催（潮来市 テーマ：防災）
		10月 高円宮妃殿下茨城県霞ヶ浦環境科学センター御視察
2006	平成18年	11月 第11回世界湖沼会議開催（ケニア共和国ナイロビ市）
		3月 霞ヶ浦環境フォーラム開催（土浦市）
		第12回霞ヶ浦意見交換会開催（潮来市 テーマ：霞ヶ浦の環境）
2007	平成19年	10月 霞ヶ浦環境科学センター企画展「霞ヶ浦の古代」開催
		11月 第13回霞ヶ浦意見交換会開催（行方市 テーマ：霞ヶ浦の未来に向けての取り組み）
		3月 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第5期）策定
		「富栄養化防止条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正（10月施行）
		霞ヶ浦環境フォーラム開催（土浦市）
2008	平成20年	第1回霞ヶ浦河川整備計画公聴会開催（潮来市、土浦市）
		10月 「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」施行
		第12回世界湖沼会議開催（インド共和国ジャイプール市）
		1月 霞ヶ浦環境科学センター企画展「霞ヶ浦のごみ」を開催
		3月 第14回霞ヶ浦意見交換会開催（石岡市 テーマ：霞ヶ浦における湖浜再生）
2009	平成21年	4月 森林湖沼環境税創設
		11月 皇太子殿下茨城県霞ヶ浦環境科学センター御視察
		2月 いばらき水環境フォーラム開催（土浦市）
		4月 「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」改正（平成21年4月施行）
		養殖ゴイの自粛要請解除
2010	平成22年	10月 生活排水ベストプラン改定
		11月 第13回世界湖沼会議開催（中華人民共和国武漢市）
		第1回霞ヶ浦検定実施 ※以降平成26年度まで毎年開催
		北浦のCOD値（10mg/L）が全国ワースト1位、西浦が3位となる
		3月 水環境フォーラム開催
2011	平成23年	2月 霞ヶ浦環境科学センター環境学習フェスタ開催※令和元年度まで開催
		3月 東日本大震災発生
		（霞ヶ浦護岸なども被災したことにより、洪水に備えて水位を事前に4cm～8cm一時的に下げることとした）
		7月 第25回霞ヶ浦横断遠泳大会開催 ※次年度以降休止
		8、9月 アオコの大発生により国土交通省が13年ぶりにアオコ採取船を出動させてアオコの回収を実施
2012	平成24年	10月 第14回世界湖沼会議開催（アメリカ合衆国 オースティン市）
		3月 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）策定
		5月 大規模しゅんせつ（底泥の吹上）終了
		12月 森林湖沼環境税の課税期間延長
2013	平成25年	11月 霞ヶ浦問題協議会設立40周年記念大会開催（土浦市）
		COD値が6.8mg/Lと第6期の霞ヶ浦水質保全計画の目標値以下となる
		第15回世界湖沼会議開催（イタリア共和国 ペルージャ市）
		平成26年 9月 霞ヶ浦環境科学センター開設10周年記念シンポジウム ～霞ヶ浦の将来像～開催
		平成27年 9月 霞ヶ浦環境科学センター開設10周年記念特別企画展「霞ヶ浦の過去・現在・未来」開催
2014	平成28年	10月 第17回世界湖沼会議（平成30年）の茨城県開催決定
		11月 霞ヶ浦環境科学センター開設10周年記念式典・講演会開催
		6月 生活排水ベストプラン改定
		8月 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）、基本構想策定
		9月 「筑波山地域」日本ジオパークに認定
2015	平成29年	11月 第16回世界湖沼会議開催（インドネシア共和国バリ島）
		3月 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第7期）策定
		10月 霞ヶ浦環境科学センター 第17回世界湖沼会議開催記念特別企画展「霞ヶ浦のめぐみ」開催
		11月 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）プレ会議開催（つくば市）
		12月 森林湖沼環境税の課税期間延長
2016	平成30年	5月 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）サテライト会場環境関連行事開催（土浦市、かず
		～10月 みがうら市、銚田市、茨城町、水戸市）
		10月 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）開催
		平成31年 3月 「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」「茨城県生活環
		境の保全等に関する条例」改正（一部は令和3年4月施行）
2017	令和 元年	7月 霞ヶ浦導水事業魚類迷入試験（那珂川から桜川への試験通水）開始
		11月 霞ヶ浦環境科学センター企画展「第17回世界湖沼会議を振り返る」開催
		2021 令和 3年11月 第18回世界湖沼会議（メキシコ グアナファト）※オンライン開催
		12月 森林湖沼環境税の課税期間延長
		2022 令和 4年 3月 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）策定
2023	令和 5年	11月 第19回世界湖沼会議（ハンガリー バラトンフェレド）
2024	令和 6年	1月 霞ヶ浦問題協議会設立50周年記念大会開催（土浦市）

●霞ヶ浦問題協議会の活動

協議会のあゆみ

昭和 48 年夏のアオコの大発生、養殖ゴイのへい死を契機として、霞ヶ浦沿岸 21 市町村長により、同年 9 月 29 日「霞ヶ浦問題研究会」として発足しました。昭和 54 年 5 月に「霞ヶ浦問題協議会」に名称変更後、未加入市町村も順次加入し、昭和 55 年には流域市町村のほぼ全てにあたる 44 市町村が加入しました。なお、現在の構成市町村数はいわゆる平成の大合併により 21 市町村となっています。

平成 17 年 4 月から霞ヶ浦問題協議会は茨城県霞ヶ浦環境科学センター内に事務局を置き、茨城県とより一層の連携を図りながら活動を進めています。

協議会の構成市町村

土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	笠間市	牛久市	つくば市
鹿嶋市	潮来市	筑西市	稲敷市	かすみがうら市	桜川市
神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市	茨城町	美浦村
阿見町	河内町	利根町			

活動の主な内容

1 霞ヶ浦の水質浄化啓発

- (1) 「清らかな水のために」、「私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10 ケ条」等の作成・配布
- (2) 「霞ヶ浦の日」キャンペーンの実施
- (3) 霞ヶ浦水質浄化ポスターの募集（茨城県と共催）
- (4) 各イベント会場において、エコキャンドル作りやしおり作りなどを通じた広報活動

2 家庭排水対策推進

- (1) 家庭排水浄化推進協議会による各家庭から出る廃食用油の回収や台所対策の推進
- (2) 霞ヶ浦教室の開催

3 霞ヶ浦地域清掃

- (1) 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦の実施（年 2 回）

4 活動支援

- (1) 巴川探検隊、桜川探検隊、恋瀬川探検隊、小野川探検隊及び北浦水質レスキュー隊への活動支援

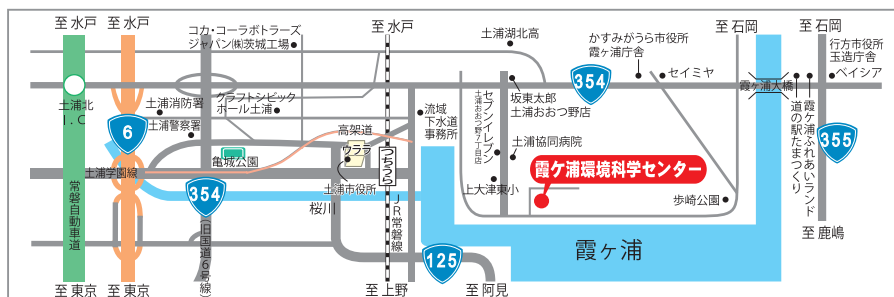
5 流域連携促進

- (1) 身近な水環境の全国一斉調査の実施（調査基準日：6 月第 1 日曜日）
- (2) 霞ヶ浦流入河川水質調査の実施（調査基準日：10 月最終土曜日）

水質浄化シンボルマーク

右のマークは霞ヶ浦の現状についての理解と関心を深めるとともに、水質浄化意識の高揚を図るために、昭和 58 年に霞ヶ浦流域の皆さんに募集を行い、決定しました。現在では水質浄化啓発活動のシンボルとして活用されています。

このマークは霞ヶ浦の「K」で、帆引き船ときれいな水のイメージを表現しています。



〒 300 - 0023

茨城県土浦市沖宿町 1853 番地

茨城県霞ヶ浦環境科学センター内

TEL. 029 - 830 - 3338

FAX. 029 - 830 - 3339

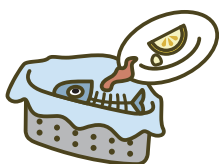
E-mail kasukyou@bz01.plala.or.jp

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10 ヶ条

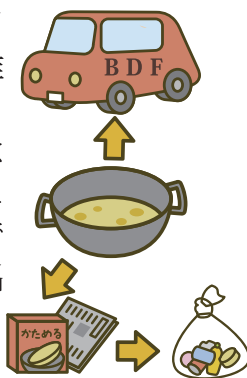
～霞ヶ浦の汚れの原因の一つは「生活排水」です～

みんなで次のことを守り，霞ヶ浦の水質浄化に努めましょう。

- ① 台所では目の細かいストレーナーまたは三角コーナーの設置や水切りネットなどで細かいごみを取り除きましょう。



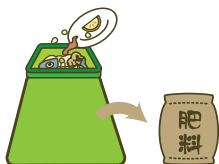
- ② 天ぷらなどの廃油はリサイクルの一環として回収を推進しましょう。
また、回収が困難な場合は使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり，固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。



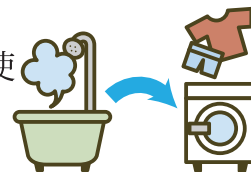
- ③ なべや皿の汚れはゴムベラで落したり，紙でふいてから適量の洗剤で洗いましょう。又はアクリルたわしを利用しましょう。



- ④ 台所の調理くずはコンポストなどで堆肥にして使いましょう。



- ⑤ お風呂の残り湯は有効に使いましょう。



- ⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。



- ⑦ 川や湖や側溝にごみを捨てないようにしましょう。



- ⑧ 庭木や草花，菜園などへの肥料や農薬は使いすぎないようにしましょう。



- ⑨ 下水道などへの接続や高度処理型浄化槽を設置しよう。



- ⑩ 浄化槽は定期的に保守点検，清掃，法定検査を実施しよう。



地球環境保全のために「モッタイナイ」の暮らしを心掛けましょう。



霞ヶ浦水質浄化シンボルマーク

霞ヶ浦問題協議会



霞ヶ浦水質浄化シンボルマーク

清らかな水のために

令和7年(2025年)3月発行

霞ヶ浦問題協議会

土浦市沖宿町1853番地

TEL. 029-830-3338